

ヨーロッパ私法の諸原則と日本法

—第1巻乃至第3巻—

角 田 光 隆

目次

1. はじめに
2. 共通の参照枠組み草案と欧州契約法の諸原則との相違
3. 共通の参照枠組み草案と日本法との比較
4. おわりに

1. はじめに

2007年12月に欧州私法共同ネットワークは欧州委員会に共通の参照枠組みに関する草案を提出した。この草案に関する著書が欧州民事法典研究グループと欧州共同体私法調査研究グループによって出版された。そのタイトルは『ヨーロッパ私法の諸原則，定義，モデル・ルールー共通の参照枠組み草案』である。⁽¹⁾

本稿は，共通の参照枠組み草案と欧州契約法の諸原則との相違，共通の参照枠組み草案と日本法との比較に関して論じたものである。

前者では，共通の参照枠組み草案と欧州契約法の諸原則の相互関係，共通の参照枠組み草案の目的，内容，価値，範囲，構造と言語を論じた。特に共通の参照枠組み草案と欧州契約法の諸原則の相互関係では，改正追加条項の

(1) Study Group on a European Civil Code/Research Group on EC Private Law (Acquis Group), Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR), Interim Outline Edition, sellier, european law publishers, 2008.

意義を論じた。

後者では、共通の参照枠組み草案の第1巻乃至第3巻の諸規定と日本法との比較を論じた。日本法の中で取り上げた法律は、民法典を基軸として商法典や消費者契約法などの特別法である。ただし、条文の比較にとどまり、日本の判例・学説に言及していない。

日本法の発展のために比較法的研究を行う場合に、共通の参照枠組み草案だけを対象とするのは不十分であることは確かである。ヨーロッパ諸国の現行の私法や英米法も存在し、フランスの債権法の改正案が作成されているところなので、これらの法律を参照することによって日本法の十分な発展を期することができると思う。

また、研究対象となっている共通の参照枠組み草案も検討中で最終版ではない。しかも、共通の参照枠組み草案に関するフランス側の提案を本稿では検討していない。⁽²⁾

したがって、共通の参照枠組み草案と日本法との比較に関して論じた私見は、暫定的な評価である。最終的な結論は、以上の法律、改正案、判例・学説などを論じた際に述べることにする。

このような研究は、我国で検討中の民法改正案を検討する場合に必要なものであり、民法改正後の諸規定の解釈論にとって有益なものであると考えている。

(2) Association Henri Capitant des Amis de la Culture Juridique Française/Société de Législation Comparée, *Principes contractuels communs*, 2008.

Association Henri Capitant des Amis de la Culture Juridique Française/Société de Législation Comparée, *Terminologie contractuelle commune*, 2008.

Association Henri Capitant des Amis de la Culture Juridique Française/Société de Législation Comparée, *European Contract Law, Materials for a Common Frame of Reference: Terminology, Guiding Principles, Model Rules*, 2008.

2. 共通の参照枠組み草案と欧州契約法の諸原則との相違

『ヨーロッパ私法の諸原則，定義，モデル・ルールー共通の参照枠組み草案』という著書において，共通の参照枠組み草案の目的，内容，価値，範囲，構造と言語，欧州契約法の諸原則・欧州民事法典グループの諸原則・欧州調査研究グループの諸原則・保険契約グループの諸原則との関係，共通の参照枠組み（CFR）との関係などが序説で書かれている。⁽³⁾この記述から共通の参照枠組み草案の性格を読み取ることができる。

参考までにそれらの内容を簡単に紹介しておくが，その前にその著書に一覧表として掲載されている共通の参照枠組み草案（DCFR）と欧州契約法の諸原則（PECL）の相互関係を見ておくことにする。⁽⁴⁾ただし，その相互関係の詳細は検討していない。また，以下にあげる新たに追加された改正条項についてだけその意義を論ずる。その他の条文の改正については言及していない。

2. 1 共通の参照枠組み草案と欧州契約法の諸原則の相互関係

2. 1. 1 共通の参照枠組み草案の第1巻

2. 1. 1. 1 概観

DCFR 第1巻第1：101条第1項は，PECL 第101条第1項に由来する。しかし，DCFR 第1巻第1：101条第2項と第3項は独自の諸規定である。これらは適用除外規定である。PECL 第101条第2項第3項第4項はDCFRに継受されていない。

DCFR 第1巻第1：102条第1項第3項第4項は，PECL 第106条第1項第2項に由来する。しかし，DCFR 第1巻第1：102条第2項と第5項は独自の諸規定である。公法上の人権規定の観点からDCFRの諸規定が解釈されることを明記した点で重要である。また，一般ルールと特別ルールの優劣

(3) 注(1)前掲書，3頁以下。

(4) 注(1)前掲書，51頁以下。

関係を指摘しておくことも法原則を作成する際には不可欠である。

DCFR 第1巻第1：103条第1項は PECL 第1：301条第1項第2項第4項、第1：302条、第2：209条第3項に由来する。PECL 第1：301条第3項第5項は DCFR に継受されていない。DCFR 第1巻第1：103条第2項は、独自の規定である。この規定は、法律用語の定義と文法との関係を定めている。

DCFR 第1巻第1：104条は、PECL 第1：304条に由来する。DCFR では、法律用語の定義規定と時の計算規定が付属書に纏められて、詳しく定められている。

DCFR 第1巻第1：105条は、PECL 第1：301条第6項に由来する。DCFR 第1巻第1：106条は、独自の規定である。署名の意味を3種類に分けて定義している。

2. 1. 1. 2 改正追加条項の意義

DCFR 第1巻第1：101条第2項と第3項は、適用除外規定である。主たる適用対象は、契約上または契約外の債権関係などに限定されている。したがって、当然にそれら以外の領域との齟齬が生ずる余地がある。今後の課題となるであろう。

DCFR 第1巻第1：102条第2項と第5項は、従来の PECL にはなく法解釈の方法が不明確であったのを補充したものである。ヨーロッパにおける高い人権意識が反映したものと解釈できる。後続の個別諸規定の解釈の指針となるもので、契約上または契約外の債権関係と人権規定との相互の関係を明らかにし、とりわけ第2巻第2章の無差別原則、第2巻第7章の無効理由、第2巻第9章の契約の内容と効果、第6巻の不法行為責任にとって意味がある。一般ルールと特別ルールの優劣関係については、第4巻の特別契約の諸規定が新たに挿入された以上、明言しておく必要のある法原則であったという意味で適切な修正であった。

DCFR 第1巻第1：103条と DCFR 第1巻第1：104条は、PECL よりも

丁寧に法律用語の定義規定および時の計算規定を定めている。条文の解釈の相違を生じさせないためには、法律用語の定義を正確に定めておく必要がある。時の計算規定も細かく規定されており、分かりやすくなったと評価できる。

DCFR 第 1 巻第 1 : 105 条は PECL 第 1 : 301 条第 6 項に由来する部分はあるが、DCFR 第 1 巻第 1 : 106 条とともに、欧州共同体私法調査研究グループの諸原則 (Acquis Principles) を大幅に取り入れている。

2. 1. 2 共通の参照枠組み草案の第 2 巻

2. 1. 2. 1 概観

DCFR 第 2 巻第 1 : 101 条は、PECL になく独自の規定である。契約その他の法律行為の定義を行っている。

DCFR 第 2 巻第 1 : 102 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 1 : 102 条第 1 項と第 2 項に対応する。DCFR 第 2 巻第 1 : 102 条第 3 項は独自の規定で、ルールの適用の排除の禁止やその効果の変更の禁止に関する規定があっても当事者が自由に変更できることを定める。

DCFR 第 2 巻第 1 : 103 条第 2 項は、PECL 第 2 : 107 条に由来する。DCFR 第 2 巻第 1 : 103 条第 1 項と第 3 項は、独自の規定である。有効な契約の拘束性や権利・義務の変更・消滅の可能性を指摘する。

DCFR 第 2 巻第 1 : 104 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 1 : 105 条第 1 項と第 2 項にそれぞれ対応している。しかし、DCFR 第 2 巻第 1 : 104 条第 3 項は、PECL になく独自の規定である。契約以外の法律行為に対する慣習と慣行の適用可能性が第 3 項で指摘されている。

DCFR 第 2 巻第 1 : 105 条は、PECL 第 1 : 305 条に由来する。DCFR 第 2 巻第 1 : 106 条第 1 項乃至第 5 項は、PECL 第 1 : 303 条第 6 項、第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項にそれぞれ対応している。しかし、DCFR 第 2 巻第 1 : 106 条第 6 項と第 7 項は独自の規定で、代理人による通知または代理人に対する通知にも適用されることや事業者と消費者間の電子取引の場合に

は受信者がアクセスできた時に通知の到達を認める規定を排除・変更できないことを定める。

DCFR 第2巻第1：107条第1項は、PECL 第2：101条第2項に由来する。しかし、DCFR 第2巻第1：107条第2項は独自の規定で、方式に関する特別な準則を承認している。

DCFR 第2巻第1：108条と第1：109条、第2巻第2：101条乃至第2：105条、第2巻第3：101条乃至第3：107条、第2巻第3：201条は、独自の諸規定である。混合契約のルール of the 適用の仕方や一部無効の契約の残部への影響に関する諸規定のほか、無差別の原則に関する諸規定、契約前の情報提供義務に関する諸規定、電子機器への入力 of the 誤りを回避する義務に関する規定は、新たな諸規定である。

DCFR 第2巻第3：301条第1項第3項第4項は、PECL 第2：301条第1項第2項第3項に対応する。DCFR 第2巻第3：301条第2項は、PECL 第1：201条第1項に対応している。

DCFR 第2巻第3：302条第1項は PECL 第2：302条第1文に対応し、DCFR 第2巻第3：302条第4項は PECL 第2：302条第2文に対応している。しかし、DCFR 第2巻第3：302条第2項と第3項は新たな諸規定で、守秘義務の対象となる情報の定義と差止請求権を規定している。

DCFR 第2巻第3：401条は、新たな規定である。事業者による不招請の物またはサービスの提供に対して消費者が返答しないことなどから債務が生じないことを規定する。

DCFR 第2巻第4：101条は、PECL 第2：101条第1項に対応する。DCFR 第2巻第4：102条は、PECL 第2：102条に対応する。DCFR 第2巻第4：103条は、PECL 第2：103条に対応する。DCFR 第2巻第4：104条は、PECL 第2：105条に対応している。DCFR 第2巻第4：105条は、PECL 第2：106条に対応する。

DCFR 第2巻第4：201条は、PECL 第2：201条に対応する。DCFR 第2巻第4：202条は、PECL 第2：202条に対応する。DCFR 第2巻第4：

203条は、PECL第2：203条に対応する。DCFR第2巻第4：204条は、PECL第2：204条に対応する。DCFR第2巻第4：205条は、PECL第2：205条に対応している。

DCFR第2巻第4：206条は、PECL第2：206条に対応する。DCFR第2巻第4：207条は、PECL第2：207条に対応する。DCFR第2巻第4：208条は、PECL第2：208条に対応する。DCFR第2巻第4：209条は、PECL第2：209条第1項と第2項に対応する。DCFR第2巻第4：210条は、PECL第2：210条に対応する。DCFR第2巻第4：211条は、PECL第2：211条に対応している。

DCFR第2巻第4：301条乃至第4：303条は、PECLに該当規定を持たない。契約以外の一方的な法律行為の要件、意思の判断構造、一方的な約束の名宛人の拒絶権が規定されている。

DCFR第2巻第5：101条乃至第5：106条は、同様にPECLにない。撤回権に関する一般規定が詳しく定められている。DCFR第2巻第5：201条と第5：202条は特別な契約における撤回権に関する諸規定で、PECLにない規定である。

DCFR第2巻第6：101条第1項と第3項は、PECL第3：101条第1項と第3項に対応する。DCFR第2巻第6：101条第2項はPECLになく、無権代理への適用可能性に言及している。PECL第3：101条第2項は、DCFRになく削除されている。

DCFR第2巻第6：102条は、独自の規定である。代理人や代理権等の定義規定が置かれている。

DCFR第2巻第6：103条第2項と第3項は、PECL第3：201条第1項と第3項に対応している。DCFR第2巻第6：103条第1項は新たな規定で、代理権授与行為を定めている。

DCFR第2巻第6：104条第2項と第3項は、PECL第3：201条第2項とPECL第3：206条に対応している。DCFR第2巻第6：104条第1項は新たな規定で、代理権の範囲の決定方法を規定している。

DCFR 第2巻第6：105条は、PECL 第3：202条に対応している。DCFR 第2巻第6：106条は、PECL 第3：301条に対応する。DCFR 第2巻第6：107条は、PECL 第3：204条に対応する。DCFR 第2巻第6：108条は、PECL 第3：203条に対応する。DCFR 第2巻第6：109条は、PECL 第3：205条に対応している。

DCFR 第2巻第6：110条は PECL になく、複数の代理人がいる場合の代理権の行使の仕方を定めている。

DCFR 第2巻第6：111条第1項と第2項は、PECL 第3：207条第1項と第2項に対応している。DCFR 第2巻第6：111条第3項は独自の規定で、第3者による本人の追認期間の指定を定める。

DCFR 第2巻第6：112条第1項と第3項と第4項は、PECL 第3：209条第1項と第2項と第3項に対応している。DCFR 第2巻第6：112条第2項は PECL になく、代理権の消滅後または制限後の代理権の存続について規定している。

DCFR 第2巻第7：101条第2項は PECL 第4：101条に対応しているが、DCFR 第2巻第7：101条第1項と第3項は新たな規定で、無効原因を定めた本章の適用範囲を定めている。

DCFR 第2巻第7：102条は、PECL 第4：102条に対応する。DCFR 第2巻第7：201条は、PECL 第4：103条に対応する。DCFR 第2巻第7：202条は、PECL 第4：104条に対応する。DCFR 第2巻第7：203条は、PECL 第4：105条に対応する。DCFR 第2巻第7：204条は、PECL 第4：106条に対応する。

DCFR 第2巻第7：205条は、PECL 第4：107条に対応する。DCFR 第2巻第7：206条は、PECL 第4：108条に対応する。DCFR 第2巻第7：207条は、PECL 第4：109条に対応する。DCFR 第2巻第7：208条は、PECL 第4：111条に対応する。DCFR 第2巻第7：209条は、PECL 第4：112条に対応する。

DCFR 第2巻第7：210条は、PECL 第4：113条第1項に対応する。し

かし、PECL 第 4 : 113 条第 2 項は、DCFR に継受されていない。

DCFR 第 2 卷第 7 : 211 条は、PECL 第 4 : 114 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 7 : 212 条第 2 項は PECL 第 4 : 115 条に由来するが、第 1 項と第 3 項は独自の規定である。これらの諸規定は契約の遡及的無効と、所有権に対する効果が財産譲渡法によることを定める。

DCFR 第 2 卷第 7 : 213 条は、PECL 第 4 : 116 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 7 : 214 条は、PECL 第 4 : 117 条に対応している。DCFR 第 2 卷第 7 : 215 条は、PECL 第 4 : 118 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 7 : 216 条は、PECL 第 4 : 119 条に対応する。

DCFR 第 2 卷第 7 : 301 条は、PECL 第 15 : 101 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 7 : 302 条は、PECL 第 15 : 102 条に対応している。DCFR 第 2 卷第 7 : 303 条は、PECL 第 15 : 104 条に対応する。DCFR 第 2 卷 7 : 304 条は、PECL 第 15 : 105 条に対応する。PECL 第 15 : 103 条は、DCFR に継受されていない。

DCFR 第 2 卷第 8 : 101 条は、PECL 第 5 : 101 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 8 : 102 条第 1 項は、PECL 第 5 : 102 条に対応している。しかし、DCFR 第 2 卷第 8 : 102 条第 2 項は新たな規定で、契約当事者以外の者などが関与した場合における契約の解釈の方法を規定している。

DCFR 第 2 卷第 8 : 103 条は、PECL 第 5 : 103 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 8 : 104 条は、PECL 第 5 : 104 条に対応している。DCFR 第 2 卷第 8 : 105 条は、PECL 第 5 : 105 条に対応する。DCFR 第 2 卷第 8 : 106 条は、PECL 第 5 : 106 条に対応している。DCFR 第 2 卷第 8 : 107 条は、PECL 第 5 : 107 条に対応する。

DCFR 第 2 卷第 8 : 201 条は PECL になく、契約以外の一方的な法律行為の解釈方法を 3 項に亘って規定している。DCFR 第 2 卷第 8 : 202 条は、第 8 : 101 条乃至第 8 : 107 条に関する第 1 節の諸規定の類推適用を定めている。

DCFR 第 2 卷第 9 : 101 条第 2 項は、PECL 第 6 : 102 条に対応している。しかし、DCFR 第 2 卷第 9 : 101 条第 1 項、第 3 項、第 4 項は PECL になく、

契約条項を導き出す根拠や第2項の補足規定を定めている。

DCFR 第2巻第9：102条第1項と第2項は、PECL 第6：101条第1項と第2項に対応している。DCFR 第2巻第9：102条第3項および第4項は、PECL 第6：101条第3項に対応している。しかし、DCFR 第2巻第9：102条第5項は独自の規定で、不正確な発言を知らなかった事業者の免責請求権を定めている。

DCFR 第2巻第9：103条第1項と第3項b号は、PECL 第2：104条第1項と第2項に対応する。しかし、DCFR 第2巻第9：103条第2項と第3項a号は新たな規定で、個別的に交渉されなかった契約条項の提示が電子手段を介してなされた場合と個別的に交渉されなかった契約条項の定義を定めている。

DCFR 第2巻第9：104条は、PECL 第6：104条に対応している。DCFR 第2巻第9：105条は、PECL 第6：105条に対応する。DCFR 第2巻第9：106条は、PECL 第6：106条に対応している。DCFR 第2巻第9：107条は、PECL 第6：107条に対応する。DCFR 第2巻第9：108条は、PECL 第6：108条に対応している。

DCFR 第2巻第9：201条第1項は、PECL 第6：103条に対応する。しかし、DCFR 第2巻第9：201条第2項は新たな規定で、契約当事者でない者などに対する虚偽表示の効力を定めている。

DCFR 第2巻第9：301条第1項は、PECL 第6：110条第1項に対応する。しかし、DCFR 第2巻第9：301条第2項と第3項は新たな規定で、第3者のためにする契約における第3者の権利等の性質と内容の決定方法や第3者の責任の排除または制限を規定している。

DCFR 第2巻第9：302条は新たな規定で、第3者のためにする契約における第3者の権利と救済手段のほかに、契約当事者の抗弁権を定めている。

DCFR 第2巻第9：303条は、PECL 第6：110条第2項と第3項に対応している。PECL 第6：110条第1項は前述したとおりである。

DCFR 第2巻第9：401条、第9：402条、第9：403条は新たな諸規定で、

不公正な契約条項に関する諸規定の強行法規性、個別的に交渉されない契約条項を相手方に開示する義務、個別的に交渉されていない契約条項の定義を定めている。

DCFR 第2巻第9：404条、第9：405条、第9：406条は、PECL 第4：110条第1項に対応している。

DCFR 第2巻第9：407条第2項は、PECL 第4：110条第2項に対応している。しかし、DCFR 第2巻第9：407条第1項は独自の規定で、不公正審査に服さない契約条項の条件について規定している。

DCFR 第2巻第9：408条第1項は、PECL 第4：110条第1項に対応している。しかし、DCFR 第2巻第9：408条第2項は新たな規定で、第2巻第9：404条との関連で不公平審査における判断要素を定めている。

DCFR 第2巻第9：409条は、PECL 第4：110条第1項に対応している。しかし、DCFR 第2巻第9：410条と第9：411条は、消費者と事業者の間における排他的な裁判管轄条項の不当な場合と不公平と判断される契約条項の具体例を定めている。

2. 1. 2. 2 改正追加条項の意義

DCFR 第2巻第1：101条は、契約概念の定義と並んで法律行為概念を定義している。特に法律行為概念を定義していることに特色があり、その概念は一方的、相互的、多面的な行為であることを定めている。

DCFR 第2巻第1：102条は私的自治の原則を規定している。第1項は信義則と強行規定の制約を契約自由の原則の留保条件にしている。第2項は特段の規定を除いて、ルールの適用の自由とその効果の変更の自由を定めている。これらの諸規定を受けた規定が第3項である。

したがって、私的自治の原則の貫徹と特段の規定との関連性を明らかにするために、DCFR 第2巻第1：102条第3項は、ルールの適用の排除の禁止やその効果の変更の禁止に関する規定があっても、条件付で当事者が自由に変更できることを定めていると解釈できる。第3項を設けることによって

DCFR 第2巻第1：102条が完結することになる。

DCFR 第2巻第1：103条第1項と第3項は、有効な契約の拘束性や権利・義務の変更・消滅の可能性を指摘する。これらの諸規定は契約の有効性と拘束性の相関関係を示し、その拘束性は絶対的なものではないことを明らかにしている。

DCFR 第2巻第1：104条第3項は、契約以外の法律行為に対する慣習と慣行の適用可能性を規定している。契約以外の法律行為を新たに規定したことからくる当然の補充規定であると評価できる。

DCFR 第2巻第1：106条は、通知の意味と通知の効力発生時期に関連する諸規定からなっている。その中で第6項と第7項は、従来の規定では定められていなかった代理人による通知または代理人に対する通知にも適用されることを明らかにし、事業者と消費者間の電子取引の場合には受信者がアクセスできた時に通知の到達を認める規定を排除・変更できないことを定めている。一般的に規定するだけでなく、特殊な関係を斟酌した規定を置くことは、法需要に適合した立法態度である。

DCFR 第2巻第1：107条は、原則として方式の自由を定めている。しかし、第2項は方式に関する特別規定の存在を前提にして、方式の遵守を宣言していると解釈できる。事業者と消費者間の特別ルールを定める上で方式の重要性を認識できるので、このような方向で意味のある第2項になるのではないかと考える。

混合契約のルールの適用の仕方を定める DCFR 第2巻第1：108条と一部無効の契約の残部への影響に関する第1：109条は新たに規定されたものである。両者とも独立した規定で別々に適用されるが、混合契約を認めるに伴い、その一部無効の場合の残部への影響を考慮しておく必要があるので、両者とも関連している諸規定であると評価できる。

しかし、無差別の原則に関する諸規定の第2巻第2：101条乃至第2：105条、契約前の情報提供義務に関する諸規定の第2巻第3：101条乃至第3：107条、電子機器への入力への誤りを回避する義務に関する第2巻第3：201条

は、欧州共同体私法調査研究グループの諸原則 (Acquis Principles) をほぼ継受している。

DCFR 第2巻第3：302条第2項は、当事者が守秘義務の対象になることを自覚している情報に限定している。第3項は、守秘義務違反に対する差止請求権を規定している。PECL よりも明確になっている。

DCFR 第2巻第3：401条は、事業者による不招請の物またはサービスの提供に対して消費者が返答しないことなどから債務が生じないことを規定する。この規定は、欧州共同体私法調査研究グループの諸原則 (Acquis Principles) を継受したものである。

DCFR 第2巻第4：301条乃至第4：303条は、契約以外の一方的な法律行為の要件、意思の判断構造、一方的な約束の名宛人の拒絶権を規定している。これらは、契約以外の一方的な法律行為を含めたために必要な諸規定であった。

DCFR 第2巻第5：101条乃至第5：106条は、撤回権に関する一般規定を詳しく定めている。DCFR 第2巻第5：201条と第5：202条は特別な契約における撤回権に関する諸規定である。どちらも欧州共同体私法調査研究グループの諸原則 (Acquis Principles) から由来している。

DCFR 第2巻第6：101条第2項は無権代理人の扱いに言及したもので、この点が明確になった。

DCFR 第2巻第6：102条は、代理人や代理権等の定義規定を置いている。定義規定を前置することによってルール適用が明確になった。

DCFR 第2巻第6：103条第1項は、本人等による代理権授与行為を定めている。第2項が明示または黙示の代理権授与行為を定めていることから、また、第3項が表示上の代理人への権限授与を定めていることから、その前提としていわゆる代理権授与行為そのものを規定しておく必要があった。その意味で第1項の存在意義がある。

DCFR 第2巻第6：104条第1項によれば、代理権の範囲は原則として代理権授与行為による。第2項が授与された権限の付随行為を定め、第3項が

代理人の持つ復代理人の任命権を定めていることから、そもそも代理権の範囲がどのように定まるのかを明らかにしておく必要があった。

DCFR 第2巻第6：110条は、複数の代理人がいる場合の代理権の行使の仕方を定めている。代理人が1人とは限らないので、代理人間の関係を明らかにしておく必要があるため、その規定の存在意義がある。

DCFR 第2巻第6：111条第1項は本人の追認を定め、第2項は追認の効果定めている。これらの諸規定を受けて、第3項は、本人が追認するの可否について無権代理行為の相手方が指定できる本人の追認期間を定めている。このような規定は相手方の立場を考慮すれば不可欠であるため、定められて当然の規定である。

DCFR 第2巻第6：112条は代理権の消滅または制限の第三者に対する効果を定めるもので、第2項は、代理権の消滅後または制限後の代理権の存続について規定している。第4項は本人とその相続人に対する代理人の義務を定めるが、第6：112条は全体として第三者との関係を規定したもので、第三者の悪意を条件として代理権が消滅または制限されるとする。この例外規定が第2項である。

DCFR 第2巻第7：101条第1項は錯誤等の後続規定との関連で適用範囲を定め、第3項は契約および契約以外の法律行為に適用されることを明示したにすぎない。能力の欠如による無効を扱わないとしているが、契約とその他の法律行為に深くかかわるので将来的には規定されることが望まれる。

DCFR 第2巻第7：212条は取消の効果の性格に関する諸規定で、第2項は不当利得の規定の適用を定める。第1項と第3項は、契約の遡及的無効と所有権に対する効果が財産譲渡法によることを定める。第2項と第3項の関係をどのように考えるのかは、第7：212条からは明らかでない。

DCFR 第2巻第8：102条は、契約の解釈において斟酌される諸事情を列挙している。第2項は、契約当事者でない者や譲受人が関与した場合における契約の解釈の方法を規定し、契約当事者でない者や譲受人の諸事情の認識を前提条件とする。契約の解釈において契約当事者を中心に考えるのが通常

である。契約当事者でない者や譲受人を含めて契約の解釈を行うことに新規性がある。

契約以外の一方的な法律行為の解釈方法を定めている DCFR 第 2 巻第 8 : 201 条と第 8 : 101 条乃至第 8 : 107 条に関する第 1 節の諸規定の類推適用を定めている DCFR 第 2 巻第 8 : 202 条は、契約以外の法律行為を認めたことから考えられた諸規定である。契約の解釈そのものと区別して解釈の方法を丁寧に定めたことに意義がある。

DCFR 第 2 巻第 9 : 101 条第 1 項、第 3 項、第 4 項は、契約条項の法的根拠、裁判所が第 2 項により示すことができる追加条項の性格、意図的に契約条項を決めなかった場合には裁判所は介入できないことを定める。契約条項の決定方法を示したことに第 9 : 101 条の意義があるが、そのような事項を追加することによって第 2 項だけでは捕捉できなかった部分が明示的に規定されたことになる。

DCFR 第 2 巻第 9 : 102 条第 5 項は、不正確な発言を知らなかった事業者の免責請求権を定めている。契約前の当事者の発言が契約条項となる場合の基準を定めている第 9 : 102 条は契約内容の決定にとって重要な規定であるが、当事者の不正確な発言までも契約内容になるとすることはできない。事業者が不知であることを条件として免責されることになった。これは適切な修正である。

DCFR 第 2 巻第 9 : 103 条は、未交渉の契約条項を相手方に主張できる条件を規定したものである。未交渉の契約条項の定義をしておく必要があるもので、その規定が追加された。その他に、電子手段によって契約が締結される場合があるので、その場合における相手方に主張できる条件を適切に定めたものである。時宜にかなった修正であると評価できる。

DCFR 第 2 巻第 9 : 201 条第 2 項は、虚偽表示の第 3 者に対する効力を定めている。当初の契約当事者の真意ではなく、その表示上の効果が第 3 者に対して優先することになるとする。第 3 者に対する効力を当然に定めておくべきであったのを補充した意味を持つ。

DCFR 第2巻第9：301条は、第3者のためにする契約に関する規定である。第2項と第3項は、第3者の権利・利益の性質と内容の決定基準や、その利益の内容と第3者の責任の排除または制限との関係を規定する。この第2項と第3項は、第3者のためにする契約の基本原則を補充したものである。

DCFR 第2巻第9：302条は第3者の権利と救済手段のほかに、契約当事者の抗弁権を定めている。このような内容を明確化するために規定した意味は大きい。

DCFR 第2巻第9章第4節については、不公正な契約条項に関する法原則を体系化した意義が大きい。その中で、DCFR 第2巻第9：401条、第9：402条、第9：403条は、不公正な契約条項に関する諸規定の強行法規性、未交渉の契約条項を相手方に開示する義務、未交渉の契約条項の定義を定めている。このような内容を明示する意義がある。

不公正審査に服さない契約条項の条件について規定している DCFR 第2巻第9：407条第1項、第9：404条との関連で不公平審査における判断要素を定めている DCFR 第2巻第9：408条第2項、消費者と事業者の間における排他的な裁判管轄条項の不当な場合と不公平と判断される契約条項の具体例を定めている DCFR 第2巻第9：410条と第9：411条も同様である。

2. 1. 3 共通の参照枠組み草案の第3巻

2. 1. 3. 1 概観

DCFR 第3巻第1：101条第3項は、PECL 第1：301条第4項に対応する規定である。しかし、DCFR 第3巻第1：101条第1項第2項第4項第5項は新たに債務の定義、債務の履行、債務の相互性、権利および義務を規律する契約条項の発生根拠を指摘している。

DCFR 第3巻第1：102条も新たに挿入された規定である。第3巻の適用範囲が定められている。

DCFR 第3巻第1：103条第1項と第2項は、PECL 第1：201条第1項と第2項に対応している。しかし、DCFR 第3巻第1：103条第3項は、誠

実義務および公正な取引の義務の違反の効果を規定する。

DCFR 第 3 巻第 1 : 104 条は、PECL 第 1 : 202 条に対応する規定である。DCFR 第 3 巻第 1 : 105 条は、新たな規定である。無差別原則を債務の履行や債権の行使に準用することが定められている。

DCFR 第 3 巻第 1 : 106 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項は、それぞれ PECL 第 16 : 101 条、第 16 : 103 条第 1 項、第 16 : 103 条第 2 項、第 16 : 102 条に対応している。しかし、DCFR 第 3 巻第 1 : 106 条第 5 項は、新たに解除条件の成就による法律効果を定めている。

DCFR 第 3 巻第 1 : 107 条は新たに幾つかの種類の期限付きで発生または消滅する債権と債務を定め、その消滅した場合の法律効果も定めている。

DCFR 第 3 巻第 1 : 108 条も新たに、当事者間の合意による権利および義務などの変更と解除および解除の効果を定めている。

DCFR 第 3 巻第 1 : 109 条第 2 項は、PECL 第 6 : 109 条に対応する規定である。しかし、第 3 巻第 1 : 109 条第 1 項と第 3 項は新たな規定で、一方当事者からの通知による権利および義務などの変更または解除と解除の効果を定めている。

DCFR 第 3 巻第 1 : 110 条は、PECL 第 6 : 111 条に対応する規定である。DCFR 第 3 巻第 2 : 101 条第 1 項は PECL 第 7 : 101 条第 1 項に対応し、DCFR 第 3 巻第 2 : 101 条第 2 項は、PECL 第 7 : 101 条第 2 項と第 3 項に対応する規定である。DCFR 第 3 巻第 2 : 101 条第 3 項は PECL になく、営業所等の変更に伴う増加した履行費用の負担者を定めている。

DCFR 第 3 巻第 2 : 102 条は、PECL 第 7 : 102 条に対応している。DCFR 第 3 巻第 2 : 103 条は、PECL 第 7 : 103 条に対応する。DCFR 第 3 巻第 2 : 104 条は、PECL 第 7 : 104 条に対応している。DCFR 第 3 巻第 2 : 105 条は、PECL 第 7 : 105 条に対応する。DCFR 第 3 巻第 2 : 106 条は、PECL 第 8 : 107 条に対応している。

DCFR 第 3 巻第 2 : 107 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 7 : 106 条第 1 項と第 2 項に対応している。しかし、DCFR 第 3 巻第 2 : 107 条第 3 項は

PECL になく、第3者による債務の履行に伴う債務者の免責と債権者の債務者に対する責任を定めている。

DCFR 第3巻第2：108条は、PECL 第7：107条に対応している。DCFR 第3巻第2：109条第1項、第2項、第3項は、それぞれ PECL 第7：108条第1項、第2項、第3項に対応している。DCFR 第3巻第2：109条第4項は新たな規定で、特定通貨で表示されていない場合の支払通貨の決定方法を定めている。

DCFR 第3巻第2：110条は、PECL 第7：109条に対応する。DCFR 第3巻第2：111条は、PECL 第7：110条に対応している。DCFR 第3巻第2：112条第1項は、PECL 第7：111条に対応する。しかし、DCFR 第3巻第2：112条第2項は PECL になく、第3者が行った金銭の支払いに第1項を準用することを規定する。

DCFR 第3巻第2：113条第1項は、PECL 第7：112条に対応する。しかし、DCFR 第3巻第2：113条第2項は PECL になく、金銭債務の場合の特則を定める。

DCFR 第3巻第2：114条も新たな規定で、債務消滅効果を生じさせる条件を定めている。

DCFR 第3巻第3：101条は、PECL 第8：101条に対応する。DCFR 第3：102条は、PECL 第8：102条に対応している。DCFR 第3巻第3：103条第1項、第2項、第3項は、それぞれ PECL 第8：106条第1項、第2項第1文、第2項第2文に対応している。

DCFR 第3巻第3：104条第1項、第3項、第4項、第5項は、それぞれ PECL 第8：108条第1項、第8：108条第2項、第9：303条第4項、第8：108条第3項に対応している。しかし、DCFR 第3巻第3：104条第2項は PECL になく、契約または契約以外の法律行為に基づく債務の場合における債務者の免責が認められない条件を定めている。

DCFR 第3巻第3：105条は、PECL 第8：109条に相当する。DCFR 第3巻第3：106条は、PECL 第1：303条第4項に相当する。これ以外の諸

規定は、前述したように、DCFR 第 2 巻第 1 : 106 条に継受されている。

DCFR 第 3 巻第 3 : 201 条は PECL になく、契約条項に一致していない不履行の治癒のルール適用範囲を定めている。DCFR 第 3 巻第 3 : 202 条と第 3 : 203 条は、PECL 第 8 : 104 条に相当する。

DCFR 第 3 巻第 3 : 204 条は PECL になく、債務者の治癒期間中の債権者の権能を定めている。

DCFR 第 3 巻第 3 : 301 条は、PECL 第 9 : 101 条に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 302 条は、PECL 第 9 : 102 条に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 303 条は、PECL 第 9 : 103 条に相当する。

DCFR 第 3 巻第 3 : 401 条第 1 項は、PECL 第 9 : 201 条第 1 項第 1 文に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 401 条第 2 項は、PECL 第 8 : 105 条第 1 項と第 9 : 201 条第 2 項に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 401 条第 4 項は、PECL 第 9 : 201 条第 1 項第 2 文に相当する。しかし、DCFR 第 3 巻第 3 : 401 条第 3 項は新たに、履行を差し控えた債権者の通知義務と損害賠償責任を規定している。

DCFR 第 3 巻第 3 : 501 条は PECL になく、解除の定義と適用範囲を定めている。DCFR 第 3 巻第 3 : 502 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 9 : 301 条第 1 項と第 8 : 103 条に相当する。PECL 第 9 : 301 条第 2 項は、DCFR に継受されていない。

DCFR 第 3 巻第 3 : 503 条は、PECL 第 8 : 106 条第 3 項に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 504 条は、PECL 第 9 : 304 条に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 505 条は、PECL 第 8 : 105 条第 2 項に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 506 条は、PECL 第 9 : 302 条に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 507 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 9 : 303 条第 1 項と第 8 : 106 条第 3 項に相当する。

DCFR 第 3 巻第 3 : 508 条は、PECL 第 9 : 303 条第 2 項と第 9 : 303 条第 3 項に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 509 条は、PECL 第 9 : 305 条に相当する。DCFR 第 3 巻第 3 : 510 条は、PECL 第 9 : 306 条に相当する。

DCFR 第3巻第3：511条は、PECL 第9：307条、第9：308条、第9：309条に相当する。

DCFR 第3巻第3：512条は PECL になく、解除における原状回復と一部履行の相互関係を規定している。DCFR 第3巻第3：513条は、PECL 第9：309条に相当する。

DCFR 第3巻第3：514条は PECL になく、利用価格の返還義務と改善費用の返還請求権を規定している。DCFR 第3巻第3：515条も PECL になく、利益の価値の支払義務と利益の価値の減少に対する補償義務を定めている。

DCFR 第3巻第3：601条は、PECL 第9：401条に相当する。DCFR 第3巻第3：701条は、PECL 第9：501条に相当する。DCFR 第3巻第3：702条は、PECL 第9：502条に相当する。DCFR 第3巻第3：703条は、PECL 第9：503条に相当する。DCFR 第3巻第3：704条は、PECL 第9：504条に相当する。DCFR 第3巻第3：705条は、PECL 第9：505条に相当する。

DCFR 第3巻第3：706条は、PECL 第9：506条に相当する。DCFR 第3巻第3：707条は、PECL 第9：507条に相当する。DCFR 第3巻第3：708条は、PECL 第9：508条に相当する。DCFR 第3巻第3：709条は、PECL 第17：101条に相当する。DCFR 第3巻第3：710条は、PECL 第9：509条に相当する。DCFR 第3巻第3：711条は、PECL 第9：510条に相当する。

DCFR 第3巻第4：101条は PECL になく、多数当事者関係における多数の債務者の諸規定の適用範囲を定めている。DCFR 第3巻第4：102条は、PECL 第10：101条に相当する。DCFR 第3巻第4：103条は、PECL 第10：102条に相当する。DCFR 第3巻第4：104条は、PECL 第10：103条に相当する。DCFR 第3巻第4：105条は、PECL 第10：104条に相当する。

DCFR 第3巻第4：106条は、PECL 第10：105条に相当する。DCFR 第3巻第4：107条は、PECL 第10：106条に相当する。DCFR 第3巻第4：108条は、PECL 第10：107条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 4 : 109 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 10 : 108 条第 1 項と第 3 項に相当する。しかし、DCFR 第 3 卷第 4 : 109 条第 3 項は PECL になく、同じ損害に対する連帯責任を負う場合の免除等による免責の意味を定めている。

DCFR 第 3 卷第 4 : 110 条は、PECL 第 10 : 109 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 4 : 111 条は、PECL 第 10 : 110 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 4 : 112 条は、PECL 第 10 : 111 条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 4 : 201 条は PECL になく、多数当事者関係における多数の債権者の諸規定の適用範囲を定めている。DCFR 第 3 卷第 4 : 202 条は、PECL 第 10 : 201 条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 4 : 203 条は PECL になく、連帯債権、分割債権、共同債権のいずれの債権になるのかの基準を定めている。DCFR 第 3 卷第 4 : 204 条は、PECL 第 10 : 202 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 4 : 205 条は、PECL 第 10 : 203 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 4 : 206 条は、PECL 第 10 : 204 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 4 : 207 条は、PECL 第 10 : 205 条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 5 : 101 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 11 : 101 条第 1 項および第 2 項と PECL 第 11 : 101 条第 3 項に相当する。DCFR 第 3 卷第 5 : 102 条は PECL になく、権利の譲渡に関する定義規定である。DCFR 第 3 卷第 5 : 103 条第 1 項は、PECL 第 11 : 101 条第 4 項に相当する。PECL 第 11 : 101 条第 5 項は、DCFR に継受されていない。DCFR 第 3 卷第 5 : 103 条第 2 項は PECL になく、権利の譲渡に関連して担保と信託に関する特別規定の優先性を定めている。

DCFR 第 3 卷第 5 : 104 条は PECL になく、権利の譲渡の基本的な要件を定めている。DCFR 第 3 卷第 5 : 105 条第 1 項は、PECL 第 11 : 102 条第 1 項に相当する。しかし、DCFR 第 3 卷第 5 : 105 条第 2 項は PECL になく、他の権利に付随する履行請求権の譲渡の条件を規定している。

DCFR 第 3 卷第 5 : 106 条第 1 項は、PECL 第 11 : 102 条第 2 項に相当する。しかし、DCFR 第 3 卷第 5 : 106 条第 2 項は PECL になく、将来の不特

定な権利を譲渡できる条件を定めている。DCFR 第3巻第5：107条は、PECL 第11：103条に相当する。

DCFR 第3巻第5：108条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項は、PECL 第11：203条、第11：301条第1項、第11：301条第1項、第11：301条第1項、第11：301条第2項に相当する。DCFR 第3巻第5：108条第3項は、PECL 第11：203条、第11：401条第3項および第4項に相当する。

DCFR 第3巻第5：109条は、PECL 第11：302条に相当する。DCFR 第3巻第5：110条は、PECL 第11：104条に相当する。DCFR 第3巻第5：111条は PECL になく、権利を譲渡できる資格者を規定している。

DCFR 第3巻第5：112条第2項、第4項、第6項は、PECL 第11：204条 a 号、第11：204条 b 号、第11：204条 c 号に相当する。DCFR 第3巻第5：112条第1項、第3項、第5項、第7項は PECL になく、権利を譲渡した譲渡人の保証内容を定めている。

DCFR 第3巻第5：113条は PECL になく、譲受人が新たな債権者であることを規定している。DCFR 第3巻第5：114条第1項、第2項、第3項は、PECL 第11：202条第1項、第2項、第11：401条第2項に相当する。DCFR 第3巻第5：115条は、PECL 第11：201条に相当する。

DCFR 第3巻第5：116条第1項と第3項は、PECL 第11：307条第1項と第2項に相当する。DCFR 第3巻第5：116条第2項は PECL になく、債務者が抗弁権を行使できない場合を規定している。DCFR 第3巻第5：117条は、PECL 第11：306条に相当する。

DCFR 第3巻第5：118条第1項と第2項は、それぞれ PECL 第11：303条第1項第4項と第11：304条に相当する。DCFR 第3巻第5：119条第1項、第2項、第3項、第4項は、PECL 第11：303条第3項、第1項、第2項、第2項に相当している。

DCFR 第3巻第5：120条第1項は、PECL 第11：401条第1項に相当する。DCFR 第3巻第5：120条第2項は PECL になく、最初に通知された者が同一権利の譲受人間で優先し、その者に支払うことによって債務者が免責

されることを定めている。

DCFR 第 3 卷第 5 : 201 条は、PECL 第 12 : 101 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 5 : 202 条は、PECL 第 12 : 102 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 5 : 301 条は、PECL 第 12 : 201 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 6 : 101 条は PECL になく、相殺の定義を定めている。DCFR 第 3 卷第 6 : 102 条は、PECL 第 13 : 101 条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 6 : 103 条は、PECL 第 13 : 102 条に相当している。DCFR 第 3 卷第 6 : 104 条は、PECL 第 13 : 103 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 6 : 105 条は、PECL 第 13 : 104 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 6 : 106 条は、PECL 第 13 : 105 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 6 : 107 条は、PECL 第 13 : 106 条に相当している。DCFR 第 3 卷第 6 : 108 条は、PECL 第 13 : 107 条に相当している。

DCFR 第 3 卷第 6 : 201 条は PECL になく、混同による債務の消滅と第三者の保護を規定している。

DCFR 第 3 卷第 7 : 101 条は、PECL 第 14 : 101 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 201 条は、PECL 第 14 : 201 条に相当している。DCFR 第 3 卷第 7 : 202 条は、PECL 第 14 : 202 条に相当している。DCFR 第 3 卷第 7 : 203 条は、PECL 第 14 : 203 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 301 条は、PECL 第 14 : 301 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 302 条は、PECL 第 14 : 302 条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 7 : 303 条は、PECL 第 14 : 303 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 304 条は、PECL 第 14 : 304 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 305 条は、PECL 第 14 : 305 条に相当している。DCFR 第 3 卷第 7 : 306 条は、PECL 第 14 : 306 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 307 条は、PECL 第 14 : 307 条に相当する。

DCFR 第 3 卷第 7 : 401 条は、PECL 第 14 : 401 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 402 条は、PECL 第 14 : 402 条に相当する。DCFR 第 3 卷第 7 : 501 条は、PECL 第 14 : 501 条に相当している。DCFR 第 3 卷第 7 : 502 条は、

PECL 第14：502条に相当する。DCFR 第3巻第7：503条は、PECL 第14：503条に相当する。DCFR 第3巻第7：601条は、PECL 第14：601条に相当している。

2. 1. 3. 2 改正追加条項の意義

DCFR 第3巻第1：101条第1項第2項第4項第5項は、債務の定義、債務の履行、債務の相互性、権利および義務を規律する契約条項の発生根拠を規定している。第3項の債務不履行を巡る概念を正確に理解するために、その他の諸規定の存在意義がある。この中で債務の相互性に関する第4項は、3種類の観点から詳しく定義されている有意義な規定である。第5項は前述した第2巻第9章の契約内容の決定にかかわるので、それとの関連性で権利および義務の発生根拠である契約条項を確定する必要がある。特に第2巻第9：101条と第2巻第9：102条は権利および義務を確定する上で役立つ規定である。

DCFR 第3巻第1：102条は第3巻の適用範囲を定めるもので、権利および義務が契約上のものか否かにかかわらず適用されることを認識しておく必要がある。

DCFR 第3巻第1：103条第3項は、誠実義務および公正な取引の義務の違反の効果を定める。この規定によれば、義務違反者が持っていた権利等の行使などが妨げられる限定的効果しかない。

DCFR 第3巻第1：105条は、無差別原則を債務の履行や債権の行使に準用することを定めている。したがって、第2巻第2章の無差別原則に関する諸規定との関連性を意識して、債務の履行や債権の行使に無差別原則を適用することになる。

DCFR 第3巻第1：106条第5項は、解除条件の成就による法律効果を定めている。この場合は契約上の債務が消滅するので、この消滅による事後処理の問題が出てくる。この問題は、契約の解除に関する原状回復の規定を利用することによって解決されている。第5項は解除の効果の関連規定を示し

た意味がある。

DCFR 第3巻第1：107条は期限付きで発生または消滅する債権と債務を定め、その消滅した場合の法律効果を定めている。この場合は、契約の解除に関する原状回復の規定が準用されている。

DCFR 第3巻第1：108条は、当事者間の合意による権利と義務などの変更と解除および解除の効果を定めている。合意解除の効果は、第2項で詳しく規定されている。ただし、契約上の債務に関する原状回復については、契約の解除に関する原状回復の規定が準用されている。

DCFR 第3巻第1：109条第1項と第3項は、一方当事者からの通知による権利と義務などの変更または解除や解除の効果を定めている。第2項を補充する意味を持っている。通知による解除の効果は、合意解除と同様に非遡及効である。ただし、契約上の債務に関する原状回復については、契約の解除に関する原状回復の規定が準用されている。

DCFR 第3巻第2：101条は履行地の決定方法を定めている。その中で、第1項の履行地の決定に関連して第3項がある。第3項は、営業所等の変更に伴う増加した履行費用の負担者を定めている。営業所の変更等はいりうることなので、第3項を定めておく意味がある。第3項は第1項を補充するものである。

DCFR 第3巻第2：107条は、第3者による債務の履行に関する規定である。第1項は債権者が履行を拒絶できない条件を規定しているが、第3項は第1項を受けて、第1項に含まれない第3者による債務の履行に伴う債務者の免責と、債権者の債務者に対する損害賠償責任を定めている。第3項は第1項を補充する意味を持っている。

DCFR 第3巻第2：109条第4項は、特定通貨で表示されていない場合の支払通貨の決定方法を定めている。第4項は、第1項乃至第3項を補充する意味を持っている。

DCFR 第3巻第2：112条第1項は、金銭が受領されなかった場合における債務者の供託による免責を定める。金銭の支払を第3者が行う場合もあり

うるので、第2項は、第3者による金銭の支払に第1項を準用することを規定する。第2項は、そのような場合を追加したものである。

DCFR第3巻第2：113条第2項は、第1項における弁済費用のほかに、金銭債務の債務者が負う措置や方式の遵守を定める。第2項は追加規定である。

DCFR第3巻第2：114条は、債務を消滅させる履行の条件を定める。この条件を明示的に示しておく価値があるので、この規定は適切な追加規定である。

DCFR第3巻第3：104条は、制御不可能な障害事由による免責の条件に関する規定である。その中で、第2項は、契約または契約以外の法律行為に基づく債務の場合における債務者の免責が否定される場合を定めている。これは、追加規定である。

DCFR第3巻第3：201条は、契約条項に一致していない不履行の治癒のルールの適用範囲を定めている。これは適用範囲に関する新しい規定である。

DCFR第3巻第3：204条は、債務者の治癒期間中の債権者の権能を定めている。第3：202条と第3：203条の諸規定から推論して、第3：204条は不可欠な規定であった。

DCFR第3巻第3：401条第3項は、履行を差し控えた債権者の通知義務と損害賠償責任を規定している。第3項は、債権者が履行を差し控えることを認めた第2項との関連で認められる責任を定めたものである。この規定は、第2項の補充規定である。

DCFR第3巻第3：501条は、解除の定義と適用範囲を定めている。これは新しい追加規定である。

DCFR第3巻第3：512条は、債務の一部履行において解除が行われた場合の原状回復のあり方を規定している。第1項は原状回復がなされない場合で、第2項は第1項の適用除外規定である。その場合の規定がなかったので、不備を補充したことになる。解除による原状回復の規定は、その他の規定によってもかなり補充されている。たとえば、DCFR第3巻第3：514条は、

利用価格の返還義務と改善費用の返還請求権を規定している。DCFR 第3巻第3：515条も、利益の価値の支払義務と利益の価値の減少に対する補償義務を定めている。

DCFR 第3巻第4：101条は、多数当事者関係における多数の債務者の諸規定の適用範囲を定めている。これは、後続の実体規定に前置された適用範囲を定める新しい規定である。

DCFR 第3巻第4：109条は、連帯債務における免除等が他の債務者に及ぼす影響の範囲を定めている。その中で、第3項は、同じ損害に対して連帯責任を負う場合の免除等による免責の意味を定めている。これは、原則規定の第1項を限定した新しい追加規定である。

DCFR 第3巻第4：201条は、多数当事者関係における多数の債権者の諸規定の適用範囲を定めている。これも、第4：101条と同様の趣旨の規定である。

DCFR 第3巻第4：203条は、連帯債権、分割債権、共同債権のいずれの債権になるのかの基準を定めている。第4：202条が連帯債権、分割債権、共同債権の定義を行っているので、この規定を補充する位置づけを第4：203条に与えることができる。その定義自体からそれらの債権を分ける基準を見出すことができるが、その拠り所を第4：203条は示している。

DCFR 第3巻第5：102条は、権利の譲渡に関する定義規定である。譲渡と譲渡行為の定義のほかに、一部譲渡の適用範囲を定めている。これは、追加規定である。

DCFR 第3巻第5：103条第2項は、権利の譲渡に関連して担保と信託に関する特別規定の優先性を定めている。権利の譲渡が担保または信託という目的との関連で行われた場合に、まだ規定されていない第9巻と第10巻が適用されるとする。それ以外が本章の適用範囲となることになる。担保または信託目的の権利譲渡が新たに追加されている。

DCFR 第3巻第5：104条は、権利の譲渡の基本的な要件を定めている。これも新たな追加規定である。

DCFR 第3巻第5：105条は、権利の譲渡の可能性を規定している。第2項は、他の権利に付随する履行請求権の譲渡の条件を規定している。この規定も追加で定められたものである。

DCFR 第3巻第5：106条第2項は、将来の不特定な権利を譲渡できる条件を定めている。これは経済界の権利の譲渡に関する新潮流を受け入れて、文字通り将来債権・集合債権の譲渡を認めた新しい規定である。

DCFR 第3巻第5：111条は明示的に権利を譲渡できる資格者を定め、第5：104条の補充規定を置いている。この規定によって、権利譲渡者が以前よりも明瞭になった。

DCFR 第3巻第5：112条第1項、第3項、第5項、第7項は、権利を譲渡した譲渡人の保証内容を定めている。これらの諸規定は不備を補充して、譲渡人の保証内容を列挙し明確化したものである。

DCFR 第3巻第5：113条は、譲受人が新たな債権者であることを規定している。これは、譲渡が実際にあった時点で債権者が入れ替わることを示した明示規定の追加である。

DCFR 第3巻第5：116条第2項は、債務者が抗弁権を行使できない場合を規定している。第1項は抗弁権を規定し、第3項は相殺権を規定している。その中で、第2項は抗弁権を行使できない場合を明示した意義を持っている。

DCFR 第3巻第5：120条第2項は、最初に通知された者が同一権利の譲受人間で優先し、その者に支払うことによって債務者が免責されることを定めている。第1項は原則として通知の先後で優先順位を定め、この規定から債務者の免責事由が推測できるが、第2項を追加して明示したものと評価できる。

DCFR 第3巻第6：101条は、相殺の定義を定めている。これは他の規定と同様に丁寧な定義規定で、解釈の曖昧さを払拭している追加規定である。

DCFR 第3巻第6：201条は、混同による債務の消滅と第3者の保護を規定している。これは新しい追加規定である。

2. 2 共通の参照枠組み草案の目的、内容、価値、範囲、構造と言語

『ヨーロッパ私法の諸原則、定義、モデル・ルール—共通の参照枠組み草案』という著書における序説の内容を要約的に紹介する。

DCFRはCFRを強く意識して、CFRの草案として役立つことを目的としている。しかし、DCFRはこの目的だけでなく、欧州諸国の私法の相互認識や判例・立法の指針として役立つことも目的としているのである。

DCFRの内容はその著書の表題が示すように、ヨーロッパ私法の諸原則、定義、モデル・ルールを示している。諸原則とモデル・ルールとは内容的に重なることが容認されている。定義は統一的な術語の発展に寄与することを目的としている。モデル・ルールは法的な拘束力を持たない。その著書の最終版では、これらの他にコメントやノートが追加される予定である。

ヨーロッパ私法の諸原則として、正義、自由、人権の保護、経済的福祉、社会連帯や社会的責任、域内市場の促進、文化的・言語的多様性の保護、合理性、法的安定性、予見可能性、効率性、他人の行動に対する個人の合理的な信頼の保護が取り上げられている。これらの諸原則はDCFRと対応関係にあることを指摘している。

DCFRは10巻から成り、適用除外となる場合が第1巻第1：101条第2項に規定されている。第2巻は契約とその他の法律行為（juridical act）で、第3巻が契約上または契約外の義務と権利を規定している。特に契約上の義務に適用される場合には、そのことが明記されることになった。特殊な契約を規定する第4巻や消費者法、契約外責任法、動産法に関する諸規定を含んでいる。言語は英語を利用している。DCFRのモデル・ルールは、現在考えられているCFRよりも範囲が広い。

DCFRは部分的にPECLを継承しているが、新たな修正点が多くある。たとえば、消費者保護の諸規定があること、契約と契約から生ずる双方の権利と義務を明確に区分して、債権者と債務者概念の明確化を行っていること、義務（obligation）と権利を対応させていること、法律行為概念を頻繁に利用していることである。その他に、代理や契約を形成する契約前の発言に関

する修正、事情変更による契約上の権利と義務に関する裁判所による変更、契約の黙示条項に関するルールに関する変更、多数当事者の債権関係に関する修正提案、第3者のためにする契約ルールの拡大、混合契約や不適合の通知に関する一般ルールの創設、売主の治癒に関するルールの移動、解除された契約関係の原状回復のルールの発展、権利の譲渡の取り扱いの変更などがある。

DCFR 第2巻と第3巻の提案に伴って、ヨーロッパ法の諸原則（PEL）のルールが簡素化された。特にサービス契約が指摘されているが、その他の実質的な変更もある。

前述したように、DCFRはCFRを媒介として、現行共同体法の改善、将来の立法、法律用語と法律概念の定義の提供に役立つために作成されており、消費者法も含んでいる。CFRを作成する際に、政治機関はDCFRから部分的に選択して採用できるとする。選択可能な私法ルール（optional instrument）になるように十分にDCFRが作成される必要があることも指摘されている。最終版までDCFRはさらに再検討される予定である。

3. 共通の参照枠組み草案と日本法との比較

『ヨーロッパ私法の諸原則、定義、モデル・ルール—共通の参照枠組み草案』という著書において、モデル・ルールは第1巻一般規定、第2巻契約およびその他の法律行為、第3巻義務および権利、第4巻特別契約および特別契約から発生する権利および義務、第5巻事務管理、第6巻不法行為、第7巻不当利得、付属書1定義、付属書2時の計算から構成されている。⁽⁵⁾

本稿では、第1巻から第3巻までの諸規定と日本の民法等の諸規定との比較を行う。このことによって、その共通の参照枠組み草案と日本法の相違と類似性を知ることができ、日本法への影響の程度や意義を把握することができるのである。

(5) 注(1)前掲書、71頁以下。

3. 1 以下で個別的に述べるように、その共通の参照枠組み草案の諸規定は日本法の諸規定よりも広範で、日本法で判例・学説で対応している部分はその共通の参照枠組み草案では条文化されている。したがって、日本法から見れば、定義規定を前置した丁寧で細やかな規定の仕方をしていると評価できる。しかし、日本法の規定の仕方が良い部分もある。

その共通の参照枠組み草案の諸規定は、ヨーロッパにおける従来からの判例・学説を集約化して発展させた表現物である。その内容自体は、日本の盛んな比較法学によってすでに受容された既知の物であると評価することができるかもしれない。しかし、理論的には知られていても共通認識として条文化された諸規定は、日本法の発展の刺激になるのではないかと思っている。

なお、比較法的な解釈論を展開する者にとって、その共通の参照枠組み草案の諸規定と日本法の比較は興味深い研究対象となるが、現行の構成国法や英米法などの存在を忘れることはできないであろう。これらの法制度があつてこそ、その共通の参照枠組み草案の諸規定の存在意義があるからである。その共通の参照枠組み草案の適用範囲が限定されていることから、そのことが理解できる。

その共通の参照枠組み草案の諸規定がそのまま共通の参照枠組みになるのかは明らかでない。このことはすでにその著書の前書きに書かれている。したがって、ここに複合的な構造が生ずることになる。共通の参照枠組みは法的拘束力のないものとして構想されているので、リステイトメントのようなものとして存続する共通の参照枠組み草案の諸規定はそれよりも弱いものとなる可能性がある。ただし、条文を完備させておくことによって学問的権威に裏付けられた影響力は持ちうるであろう。

このようなことを考慮して、日本法への影響の程度や意義を検討していきたいと考えている。この問題点の解明こそが本稿の中心課題となる。

3. 1 第1巻

第1巻の一般規定は、モデル・ルールの適用範囲と解釈方法、定義を定め

た付属書1と時の計算を定めた付属書2を援用すること、書面と署名の定義を定めている。

モデル・ルールの適用範囲は広く限定されている。第1巻第1：101条で一般的に適用除外範囲が規定されているだけでなく、個別的に各巻においても適用除外範囲が定められているのである。したがって、モデル・ルールはその適用除外範囲に関するルールを既存のルールに委ねている。日本民法典は、このような適用除外範囲を定めた規定を持っていない。

第1巻第1：102条における解釈方法において、第2項はモデル・ルールと、人権と基本的自由を保障する法律文書および憲法との整合性に配慮している。日本民法典は第2条で解釈の基準を規定し、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として解釈すべきことを挙げている。両者の趣旨はほぼ同じであろうと推測するが、第1：102条のような人権と基本的自由の保障という言葉に置き換えて、より広範な内容にしたほうが望ましいと考える。

第1巻第1：102条は第1項と第3項でその他の解釈の指針、第4項で法の不備の場合における補充方法、第5項で特別法が一般法に優先することを定めている。

第1巻第1：102条第3項に関連して、日本民法典は第1条で私権と公共の福祉との調和、信義誠実の原則、権利濫用の禁止の原則を定め、個別規定の解釈の指針にもなっている。信義誠実の原則については両者とも同じだが、第1巻第1：102条第3項に規定されている適用の統一性と法的安定性は日本民法典に明文規定がない。この点は判例・学説に委ねられている部分である。

第1巻第1：102条第4項は、法の不備の場合における補充方法としてルールの基礎を成す法原則を援用する。このような規定は日本民法典に明文化されていないが、判例・学説は個別規定の解釈において行っていると評価できる。

第1巻第1：102条第5項は特別法が一般法に優先することを定める。この法原則については個別的に法の優先関係を定める規定が日本法にあるだけ

で、一般的な規定はなく学説によって遍く認められている法原則である。

第1巻第1：103条において定義規定が置かれている。この規定に関連してモデル・ルールに関する法概念の説明が付属書1で行われている。このような規定は日本民法典に明文化されていない。特別法には定義規定を置く望ましい傾向があるが、判例・学説に委ねるのではなく、日本民法典において法概念の意味を定めた明文規定を持つことが良いであろう。

第1巻第1：105条は書面の意味を定め、この中に含まれる文書の方式と持続可能なデータ記憶媒体を定義している。第1巻第1：106条は署名の意味を定め、この中に含まれる手書きの署名、電子署名、高次の電子署名を定義している。定義規定の充実さのために、そのような方法を日本法においても取り入れるべきであろうと考える。

第1巻第1：104条は時の計算に関するルールを定める。これに関連して付属書2が詳しい時の計算に関する準則を定めている。日本民法典第138条以下に類似の諸規定があるが、詳しくは学説の解釈作業に多くを負っている。しかし、第138条以下の諸規定の文言が分かり難い場合があるので、その諸規定の表現を改めたりして、時の計算に関する詳しい規定を日本民法典に置くべきではないかと思う。

3. 2 第2巻

第2巻の第1章は、一般規定を定めている。第2巻第1：101条は、契約と法律行為の定義規定である。第2項が法律行為の定義で、第1項が契約の定義に関する。両者の内容を見ると、法律行為の中に契約が含まれることが理解できる。一方的な行為の場合が法律行為概念に包摂されていることに意義を見出すことができる。

同様の規定は、日本民法典第1編第5章の法律行為に関する諸規定や第3編第2章に存在しない。そのような定義はこれらの諸規定の解釈論として学説によって行われている。定義規定の充実さの観点からすれば、同様の規定があった方が望ましいであろう。

第2巻第1：102条は、契約の自由（第1項）、ルールの適用除外やルールの効果の除外と変更の自由（第2項）、この自由を制限する規定があっても既存の権利の放棄ができること（第3項）を定める。

第1項および第3項と同様の規定は日本民法典になく、判例・学説に委ねられている。第2項と類似の規定は、民法典第91条の任意規定と異なる意思表示に関する規定である。この第91条の反対解釈から強行規定に反する意思表示はできないことになるが、第2巻第1：102条第3項をその第91条に対応させて考えることは可能である。

第2巻第1：103条は、契約の拘束力（第1項）、一方的な約束の拘束力（第2項）、権利または義務の変更・消滅の可能性（第3項）を規定する。

第1項と第3項は日本民法典に明文規定はなく、判例・学説に依拠することになる。しかし、第2項自体に相当する規定は日本民法典にないが、日本民法典第529条以下の懸賞広告の諸規定に関連するものと評価できる。これらの諸規定の解釈論に依存する。しかし、一般的に第2巻第1：103条のような規定があっても良い。

第2巻第1：104条は、当事者が合意した慣習の拘束力と当事者間で確立している慣行の拘束力（第1項）、一般的に適用されている慣習の拘束力（第2項）、その他の法律行為を行った当事者に対する拘束性（第3項）を定める。

これらの諸規定と類似のものは、日本民法典第92条における任意規定と異なる慣習の拘束力に関する規定、法の適用に関する通則法第3条における慣習の拘束力に関する規定、商法典第1条第2項の商慣習の拘束力に関する規定である。後はこれらの諸規定の解釈論に拠ることになろう。

第2巻第1：105条は、本人と特定の関係のある者の認識、予見、心理状態を本人に帰責させることを定める。類似の規定は、日本民法典第101条である。第2巻第1：105条と同様に、第101条第1項については、意思表示のほかに権利の行使または義務の履行を含めること、故意のほかに過失を含めること、事情の知・不知のほかに予見可能性を新たに追加した方が良いであ

ろう。したがって、第101条から離れて、この規定を改正することになる。

第2巻第1：106条は、第1項の通知の意味の範囲、第2項の通知の方法、第3項の通知の到達主義、第4項の4種類の到達事例、第5項の通知の破棄、第6項の代理人がした通知または受領した通知の効力、第7項の事業者と消費者間の特則を定める。第3項の到達主義は、第2巻4：205条における契約の成立時期を承諾の到達時期とした規定に一致している。

第2巻第1：106条第1項、第4項、第5項、第7項は、日本民法典に相当する明文規定を見つけない。第2巻第1：106条第1項は特殊な規定方法であって、日本法にとって示唆はない。

第2巻第1：106条第3項については、日本民法典第97条と第526条、商法典第509条、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第4条が関連する。第3項のように日本法においても到達主義に統一して、第4項のような到達事例を列挙する形式に変えるべきではないかと考えている。

第2巻第1：106条第2項と同趣旨のものは、これらの日本の諸規定の判例・学説の解釈によって示されていると思う。また、公示による意思表示を規定した日本民法典第98条も同趣旨のものである。第2巻第1：106条第2項のような一般規定を日本法に置いても良いと思う。

第2巻第1：106条第4項と同趣旨のものは、それらの日本の諸規定の判例・学説による解釈によって示されていると思う。この第4項の位置付けは、前述した第3項で述べたとおりである。

第2巻第1：106条第5項は、日本法に取り入れるべきである。第2巻第1：106条第6項と同趣旨のものは判例・学説の解釈論によって示されていると思うが、代理についての日本民法典第99条などが関連すると思う。

第2巻第1：106条第7項は、通知の到達時を消費者がアクセスできた時とすることを強行規定にする趣旨の規定である。電子手段による通知の場合は消費者がアクセスできた時で良いし、強行規定にして差し支えないと思う。ただし、第7項にあるように、消費者にとって不利にならなければ変更可能

である。

第2巻第1：107条は、第1項で契約その他の法律行為の方式の自由を規定する。第2項で例外として方式を必要とする場合を承認している。第1項は、前述した第2巻第1：102条第1項に通ずるものである。

日本民法典には第1：107条第1項のような規定は明文化されていない。方式の自由は契約自由の原則の1つとして学説で論じられてきた。第1：107条第2項も特に一般的な対応規定を発見できないが、一般的な規定を置かなくても当然に方式を必要とする場合が個別的に規定されてきた。

第2巻第1：108条は、混合契約の定義およびルール of 適用の仕方を定める。これに相当する明文規定を日本民法典に見出すことができない。判例・学説に委ねられているが、現に混合契約が存在する以上、第1：108条のような規定を置いた方がルール of 適用の明確化に資するのではないかと思う。

第2巻第1：109条は、法律行為の一部無効に対する残存部分の有効性に関する規定である。このような規定は日本民法典になく、判例・学説に依拠してきた。このような明文規定があっても良いであろう。

第2巻の第2章は無差別に関する諸規定で、第2：101条乃至第2：105条からなる。このような個別的な類似規定は日本民法典にないが、時代の趨勢として明文規定を置いておく方が望ましいであろう。家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約は日本においても効力が発生しており、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律や男女共同参画社会基本法などがある。

第2巻の第3章は、契約前の当事者間の義務を定めている。第2巻第3：101条乃至第3：107条から成る第1節は当事者の情報提供義務を規定している。日本民法典では民法第1条第2項の信義誠実の原則を契約前にも拡張して契約責任を認める判例・学説がある。また、民法第709条の不法行為責任を課する要件である過失の中で認める判例・学説がある。あるいは、消費者契約法第3条第1項に事業者の情報提供に関する一般的な努力義務が規

定されている。しかし、第2巻第3章第1節のように、契約前の当事者の義務を日本法の中で明文化するのが適切ではないかと思う。その意味で参考となるものである。

第2節の第2巻第3：201条は電子手段を採用した場合の入力過誤の回避義務に関する規定である。同様の趣旨で日本法に明文化すべきである。

第2巻第3：301条および第3：302条である第3節は守秘義務を定めている。第1節の当事者の情報提供義務と同様に、日本民法典第1条第2項の信義誠実の原則や日本民法典第709条の不法行為責任に関する解釈論の中で相当するものがある。しかし、第2巻第3章第3節のように、日本民法典に守秘義務を明文化するのが適切であると判断する。

第4節の第2巻第3：401条は不招請の物またはサービスに対する契約上の効力を定めている。このような一般規定は日本民法典にない。このような諸規定を日本法に明示的に規定しておくほうが望ましい。

第2巻の第4章は、契約の成立に関する諸規定である。特に第1節は契約の成立一般に関する諸規定である。

すなわち、第2巻第4：101条は契約の成立要件に関する規定で、形式主義でなく意思主義を採用している。当事者の意思と十分な合意を契約の成立条件とする。この規定を受けて、意思の決定方法を規定する第2巻第4：102条と十分な合意の条件に関する第2巻第4：103条が存在する。前者は表示主義を採用し、後者は十分な合意として契約条項の十分な確定性を求めている。さらに特定事項の不合意が契約全体に及ぼす影響を定める。

これらの諸規定自体は日本民法典にないが、第1編第5章や第3編第2章第1節から推論することができる。しかし、判例・学説による解釈論に多くを負っている。明文化しておいた方が分かりやすいという長所がある。

第2巻第4：104条は完結条項の効力に関する規定で、日本民法典に明文化されていない。第2巻第4：105条は、契約条項等の修正等のために合意を条件とする契約条項の効力を規定する。このような規定も日本民法典に明文規定はない。これらの諸規定の導入の有無につき検討する価値はある。

第2巻第4章第1節の一般規定を受けて、申込と承諾に関する規律を行っているのが、第2巻第4章第2節である。第4：201条の申込の意義、第4：202条の申込の撤回の条件、第4：203条の申込の拒絶の条件、第4：204条の承諾の意義、第4：205条の申込と承諾によって成立する契約の成立時期、第4：206条の承諾の効力発生条件、第4：207条の遅延した承諾の効力、第4：208条の申込に変更を加えた承諾の効力、第4：209条における申込と承諾に付けられた標準約款の内容が異なる場合の措置、第4：210条の契約の確認手続き、第4：211条における契約は原則として申込と承諾によって成立するが、例外的に申込と承諾によって契約が成立しない場合の措置が規定されている。

このような諸規定の中で日本民法典にある類似の規定は、申込の効力について日本民法典第521条、第524条、商法典第507条乃至第509条である。申込の撤回の条件について日本民法典第521条、第524条、第527条である。承諾の通知の延着については日本民法典第522条がある。申込と承諾によって成立する契約の成立時期については日本民法典第526条と商法典第509条である。第526条の適用除外として、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例等に関する法律第4条がある。承諾期限と申込の効力について日本民法典第521条、第522条、第524条、商法典第507条乃至第509条である。遅延した承諾の効力については日本民法典第523条と商法典第508条第2項である。申込に変更を加えた承諾について日本民法典第528条がある。申込と承諾によって契約が成立しない場合について日本民法典第526条がある。

これらの諸規定は単に対応規定として挙げたにすぎず、その内容自体は前述した第2巻第4章第2節の内容を含める方向で改善すべきであると判断している。

申込の拒絶の条件に相当する規定は日本民法典になく、判例・学説による解釈論に依存している。また、申込と承諾に付けられた標準約款の内容が異なる場合の措置や契約の確認手続きに関する諸規定についても日本民法典にないが、そのような規定を設ける必要があるのではないかと思う。

第2巻第4章第3節は、一方的な法律行為に関する規定である。第4：301条の一般的要件，第4：302条の一方的法律行為を行う当事者の意思の解釈の仕方，第4：303条の一方的法律行為によって付与される権利または利益の名宛人の拒絶権が定められている。

このような諸規定の類似規定は、日本民法典の第529条乃至第532条にある。しかし、第4：301条乃至第4：303条の内容自体は日本民法典に明文化されておらず、学説に委ねられているものである。日本民法典の第529条乃至第532条と第4：301条乃至第4：303条を重ねた形で規定しなおすのも一考に値するであろう。

第2巻の第5章は、撤回権に関する諸規定から成っている。第5：101条乃至第5：106条が第1節を構成し、撤回権の行使と効果に関連する諸規定である。第5：201条および第5：202条から成る第2節が撤回権の特別規定で、営業所以外で締結された契約の場合とタイムシェアリング契約の場合を扱っている。

このような一般的な撤回権に関する諸規定は、日本民法典にない。しかし、特定商取引に関する法律は個別的に詳しく撤回権を規定している。撤回権に関する一般規定があった方が望ましいが、個別的に比較対照したうえで日本法にとって役立つ面があれば導入すべきであろう。

第2巻の第6章は、代理に関する諸規定である。これらの諸規定は、第6：101条の代理規定の適用範囲，第6：102条の代理等の定義，第6：103条の代理権の授与行為，第6：104条の代理権の範囲の決定方法，第6：105条の代理行為の効果，第6：106条の代理人自身の名で行った行為の効果，第6：107条の無権代理行為の効果，第6：108条における本人が確認されない場合の代理行為の効果，第6：109条の利益相反行為の扱い，第6：110条の複数の代理人の相互関係，第6：111条の追認の効果，第6：112条における第三者に対する代理権の終了または制限の効果を規定している。

日本民法典の代理に関する諸規定は、第99条乃至第118条である。第6：101条の代理規定の適用範囲は日本民法典に相当する規定はないが、適用範

囲に関する規定なので日本民法典に導入する価値のあるものではない。第6：102条の代理等の定義規定は判例・学説に委ねられている。同様の定義規定があった方が分かりやすいであろう。

第6：103条の代理権の授与行為は、日本民法典に明文規定がなく判例・学説に委ねられている。明文規定があった方が丁寧な規定の仕方であろう。第6：103条第3項は、日本民法典第109条の代理権授与の表示による表見代理に相当する。

第6：104条の代理権の範囲において、第1項と第2項は代理権自体の範囲に関する規定で、判例・学説に委ねられてきた。当該明文規定があった方が望ましいであろう。日本民法典第103条は権限の定めのない代理人の権限に関するもので、この規定と並列して明文規定を置くのも良いであろう。第6：104条第3項は複代理人への権限授与に関するもので、日本民法典には第104条乃至第107条の詳しい諸規定がある。

第6：105条の代理行為の効果は、日本民法典に明文規定がなく判例・学説に委ねられている。当該明文規定があった方が望ましいであろう。

第6：106条の代理人自身の名で行った行為の効果は、日本民法典第100条に相当する。第100条但書の規定は第6：106条の最後の法文の条件文に該当するものであろうか。同じだとしたら両者とも内容が一致する。商法典第504条に特則がある。

第6：107条の無権代理行為の効果は、日本民法典第113条、第116条、第117条に相当する。ただし、無権代理に関する諸規定は第113条乃至第118条からなっており、日本民法典の方が詳しい規定を持っていると評価できる。

第6：108条における本人が確認されない場合の代理行為の効果は、日本民法典になく判例・学説に委ねられている。当該明文規定があった方が望ましいであろう。

第6：109条の利益相反行為の扱いに関する規定は、日本民法典第108条に相当する。第6：109条第1項は一般的な規定で、取消に関する第7：209条乃至第7：213条を準用している。このような規定は日本民法典になく、参

考に値する規定である。第6：109条第2項は、日本民法典第108条に一致する。第6：109条第3項は本人が取り消すことができない場合を規定し、a号の本人の許諾がある場合は日本民法典第108条と一致する。しかし、その他のb号とc号の場合は日本民法典になく判例・学説に委ねられてきたが、そのような規定を持つべきである。反対に、日本民法典第108条の例外の場合として債務の履行が挙げられているが、第6：109条には明文化されていない。

第6：110条の複数の代理人の相互関係は日本民法典に明文規定はなく、判例・学説に委ねられてきた。当該明文規定があった方が望ましいであろう。

第6：111条の追認の効果は、日本民法典第116条と第114条に相当する。第6：112条における第3者に対する代理権の終了または制限の効果に関する第1項は、日本民法典第110条と第112条に相当する。しかし、第6：112条第2項乃至第4項は日本民法典になく、当該明文規定があった方が望ましいであろう。

第2巻の第7章は、無効となる場合を規定している。第1節は第7章の適用範囲と原始的不能が無効とならないことを定めている。第2節は、無効となる場合を個別的に規定している。たとえば、錯誤、不正確な情報に対する責任、詐欺、強迫、暴利行為の場合である。これらの場合について、第3者が関わった場合の救済手段の行使の要件、取消と取消通知、取消期間、取消権の排除、損害賠償、救済手段の排除・制限・重複を規定している。第3節は、基本原則または強行規定に違反した場合の契約の取消または無効と損害賠償に関する諸規定を定める。

第2巻第7：101条は第7章の適用範囲に関する規定である。この規定自体は独自の規定であるので、日本民法典になく示唆のある規定ではない。能力の欠如を扱わないとしていることは不十分であると思う。

第2巻第7：102条は、契約締結時の原始的不能の場合と処分権がなかった場合における契約の有効性を規定する。後者の場合は日本民法典第560条の趣旨に含まれていたと評価できる。しかし、前者は日本民法典になく判

例・学説によって全面的に承認されていなかった。しかし、前者の場合にも契約の有効性を承認すべきであり、そのような趣旨の規定を置くことが望ましいであろう。

第2巻第7：201条は事実や法律の錯誤に関する規定で、日本民法典第95条に相当する。しかし、両者の要件は全く異なる。

第2巻第7：202条は発言の不正確さと錯誤との関連性である。これも日本民法典第95条に相当する。

第2巻第7：203条は錯誤と契約の修正の条件、取消権の消滅および取消通知の無効が発生する場合、双方錯誤の場合の契約の修正を規定する。日本民法典に相当する規定がないが、第7：203条のような規定は受け入れ可能ではないかと思う。

第2巻第7：204条は不正確な情報に対する損害賠償責任に関する規定である。日本民法典には直接関連する規定はないが、民法典第1条第2項を媒介とする民法典第415条の契約責任または民法典第709条による不法行為責任が成立しうるのであろう。しかし、第7：204条のような特別規定を置いた方が明確になる。

第2巻第7：205条は詐欺の条件に関する規定である。この規定は日本民法典第96条と消費者契約法第4条乃至第6条に相当する。第7：205条は詳しい規定で、第96条の判例・学説で承認された内容と比較をしておく必要がある。しかし、第96条にある第3者との関係が第7：205条にない。

第2巻第7：206条は強迫の条件に関する規定で、日本民法典の第96条に該当する。詐欺の場合と同様に、第7：206条に第3者との関係が規定されていない。この点は第96条と同じである。しかし、日本の学説では第3者との関係を詐欺の場合と同様に規律しようとするものがある。

第2巻第7：207条は暴利行為の条件に関する規定である。日本民法典にこのような明文規定はないが、日本民法典第90条の解釈論の中で暴利行為が認められている。第7：207条は契約の取消のほかに契約の修正を認めており、この点は日本法に対して示唆があるのではないかと考えている。

第2巻第7：208条は、第3者が錯誤等を生じさせた場合における本節の救済手段の利用可能性を定めている。このような規定は日本民法典に明文化されておらず、判例・学説に委ねられている。前述した日本民法典第96条の第3者とは異なる場合である。第7：208条のような規定を設けて置くのが望ましいであろう。

第2巻第7：209条は取消の通知の方法に関する規定である。この規定は、日本民法典第123条に相当する。

第2巻第7：210条は取消期限に関する規定である。この規定は、日本民法典第126条と消費者契約法第7条に相当する。第7：210条は単に合理的な期限と言っているに過ぎないが、第126条は5年または20年という特定の期限を設定している。

第2巻第7：211条は追認の条件に関する規定である。この規定は、日本民法典第122条に相当する。

第2巻第7：212条は取消の性質と効果に関する規定である。この規定は、日本民法典第121条に相当する。第7：212条第2項は取消後の返還について不当利得の規定を適用することを明言する。このような第2項の規定は、第121条に付加しても良いであろう。第7：212条第3項は物の所有権に対する取消の効果と所有物譲渡法との関係を規律する。不当利得ルールと所有権ルールの関係をどのように捉えるのかという問題がある。第2項と第3項は並列的に規定されていて、両者の関係は明確でない。ただし、第3項の規定を第121条に付加しておいても良いであろう。両者の関係は検討課題としておく。

第2巻第7：213条は一部取消の条件に関する規定である。この規定は、日本民法典に明文化されておらず、判例・学説に委ねられている。当該規定を設けるのが望ましいであろう。

第2巻第7：214条は損害賠償に関する規定である。この規定は、日本民法典第709条に対応させることができるであろう。しかし、第7：214条はこの特別規定のほかに、債務不履行責任の規定も準用している。

第2巻第7：215条は取消原因に対応した救済手段の排除または制限に関する規定で、日本民法典には該当規定がない。日本民法典第90条、第95条、第96条の個々の規定の性格にも依存してくる。原則として救済手段の排除または制限は不可能であると考えるのが適切である。

第2巻第7：216条は救済手段の重複の調整に関する規定で、何れでも良いとする。日本民法典に該当規定はなく、結論的に同様で良いであろう。

第2巻第7：301条は基本原則に反する場合の契約の無効に関する規定である。この規定は、日本民法典第90条に相当するであろう。

第2巻第7：302条は強行規定に反する契約の効力に関する規定である。この規定は、日本民法典第90条および第91条に関連する。第7：302条における効果の規定の仕方が興味深い。まず強行規定で定められた効果で、強行規定で定められていなければ、契約の有効、契約の取消、契約の修正という方法が裁判所によって決定される仕組みになっている。このような規定は日本法にとって示唆があると言える。

第2巻第7：303条は無効または取消の結果として生ずる清算関係に不当利得法や所有権譲渡法を適用することと、契約内容や効果の修正を明言する。

この規定の文言から不当利得法や所有権譲渡法の相互の関係が明確ではない。前述したように両者の関係は検討課題としておく。契約内容や効果の修正は、日本法に取り入れても良いであろう。

第2巻第7：304条は、無効または取消となった契約当事者の損害賠償請求権を規定する。ただし、損害賠償請求権の条件として、基本原則または強行法規の違反に対する契約当事者の善意と相手方の悪意を挙げている。日本民法典では第709条が適用されるであろう。ただし、第7：304条における当事者の主観的要件を追加している点は検討課題となる。

第2巻の第8章は、契約およびその他の法律行為の解釈に関する諸規定である。第1節は契約の解釈一般に関する諸規定である。

第2巻第8：101条は、契約の一般的解釈方法を定める。また、第2巻第8：102条は、契約の解釈の考慮事情を規定する。このような諸規定は日本

民法典に明文規定がなく、判例・学説に委ねられている。しかし、このような明文規定を置くのが望ましいであろう。

第2巻第8：103条は、個別的に交渉されていない契約条項を提供した者にとっての不利な解釈方法を定めている。日本民法典に相当する規定がなく、判例・学説に委ねられてきた。しかし、このような明文規定を置くのが望ましいであろう。

第2巻第8：104条は、交渉された契約条項を優先することを定める。第2巻第8：105条は、契約条項の解釈においては契約全体を参照することを規定する。第2巻第8：106条は、契約条項に効果を与える解釈を定めている。これらの諸規定は日本民法典になく判例・学説に委ねられているが、明文規定を置くのが丁寧であろう。

第2巻第8：107条は、欧州諸国の多言語に対応した言語の相違に関する特別規定である。このような規定は、日本民法典に存在しない。しかし、日本国内ではあまり可能性がないが皆無ではないので、検討する必要があるであろう。

第2巻第8章の第2節は契約以外の法律行為の解釈方法に関する諸規定である。第2巻第8：201条において一方的法律行為の解釈方法と、第2巻第8：202条において契約の一般的解釈方法に関する諸規定の一方的法律行為に対する類推適用が規定されている。このような特別な諸規定は日本民法典になく、判例・学説に委ねられている。しかし、前述してきたことと同様に、そのような明文規定を置いて、解釈の明確性を保証するのが良いであろう。

契約および契約以外の法律行為全体について、日本民法典第1条および第2条は、契約等の解釈規定と位置付けることもできる。しかし、第2巻の第8章のような諸規定を設けておくのが望ましいであろう。

第2巻の第9章は、契約の内容等に関する諸規定である。第1節は契約の内容の決定方法に関する諸規定である。

第2巻第9：101条は、契約条項の一般的な決定方法を規定する。当事者が定めなかったか予見しなかった事項は裁判所が決定できるとするが、当事者が未決定のままにしておく場合は裁判所の介入の可能性がない。このよう

な規定は日本では判例・学説で扱われている。契約条項の決定方法は、前述した契約の成立要件と契約の解釈と結び付くものである。契約の成立要件と契約の解釈に関する規定を設けるのが望ましいので、これとの関連で契約条項の決定方法に関する規定も日本民法典にあるのが望ましいであろう。

第2巻第9：102条は、契約前の発言が契約条項となる条件を示している。この規定は、前述した契約の成立過程における当事者の義務に関連する。したがって、第9：102条は、契約の成立過程で義務の履行としてなされた当事者の発言が契約内容になる基準を提供していると言える。前述した契約の成立要件、契約の解釈、第9：101条との関連性も持っている。契約条項は債務となるので、債務の履行や債務の不履行を判定するためにも契約条項の決定は重要である。したがって、第9：102条は、契約前の発言が契約条項となる詳しい規定を持っている。そのような関連諸規定との結び付きを意識して第9：102条のような規定を日本法に取り入れるべきである。判例・学説に委ねるだけでは不十分である。

第2巻第9：103条は、個別的に交渉されなかった契約条項を相手方に主張できる条件を規定する。第2巻第9：104条は、代金の決定方法を規定している。第2巻第9：105条は、一方的に決定された代金またはその他の契約条項の代替方法を定めている。第2巻第9：106条は、第3者が決定できるが、そうしなかった場合などにおける代金またはその他の契約条項の代替方法について定めている。第2巻第9：107条は、代金またはその他の契約条項が現存しない要素などによって決定される代替方法を定めている。

これらの諸規定は日本民法典にない。判例・学説が扱っているが、日本法に明文規定を置いた方が良いであろう。

第2巻第9：108条は、物の品質の基準を規定している。日本民法典では、第401条第1項が相当する規定である。この規定によれば、中等の品質の物を履行すれば良いことになるが、中等の品質を決めることができない場合がある。したがって、第9：108条のような受領者が合理的に期待できる品質というように変えた方が良いのではないかと思う。

第2巻第9章第2節の第9：201条は、虚偽表示に関する規定である。日本民法典第94条が相当する規定である。

第2巻第9章第3節の第9：301条乃至第9：303条は、第3者のための契約に関する諸規定である。これらに相当する諸規定は、日本民法典第537条乃至第539条である。第2巻第9章第3節に規定されている観点から、規定の仕方等について第537条乃至第539条を見直す価値があると思う。

第2巻第9章第4節の第9：401条乃至第9：411条は、不公平な契約条項の取扱いに関連する諸規定である。個別的に交渉されていない契約条項を相手方に提示する仕方、「個別的に交渉されていない」や「不公平な」という言葉の意味、不公平さに関する審査が免除される条件、不公平さに関する判断基準、不公平な契約条項の相手方に対する効力、排他的裁判管轄条項の効力、消費者と事業者間の契約条項が不公平であると判定される事例が定められている。

このような諸規定は、日本民法典に明文規定が存在しない。判例・学説に委ねられているが、第2巻第9章第4節の第9：401条乃至第9：411条のような諸規定を日本法に導入すべきである。消費者契約法第8条乃至第10条が部分的にそれらの諸規定の内容を持っている。

3. 3 第3巻

第3巻は、義務および権利に関する諸規定から成っている。第1章は、一般規定である。第1巻および第2巻と同様に、第3巻も定義規定や適用範囲に関する規定が最初に定められている。

第3巻第1：101条は、債務、債務の履行、債務の不履行、債務の相互性、債務および債権を確定する契約条項の決定要素を定義している。このような定義規定は、日本民法典になく判例・学説に委ねられている。しかし、この種の明文規定を置くべきである。

第3巻第1：102条は、第3巻の適用範囲を定める。この規定は独自の規定であって、日本法に示唆はない。

第3巻第1：103条は、信義則の性格と効果に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第1条第2項と民事訴訟法第2条である。しかし、第1：103条第2項の義務の排除または制限に関する規定はなく、第3項の義務違反の効果規定も日本民法典にない。判例・学説に委ねられてきたが、同様の明文規定を置くべきであろう。

第3巻第1：104条は、当事者の協力義務について規定している。このような明文規定は日本民法典にないが、判例・学説で認められている場合がある。しかし、この種の規定を置くべきであろう。協力義務が明文化されることによって学説上の論点が解決される場合がある。

第3巻第1：105条は、無差別原則を定めている。この規定は、前述した第2巻第2章の無差別原則の具体化である。第2巻第2章の無差別原則を導入すべきことを述べたので、ここでも同様である。

第3巻第1：106条は、条件付で発生または終了する権利と義務に関する規定である。この規定は、日本民法典第127条と第130条に相当する。第1：106条第5項の解除条件が成就した場合における効果に関する規定については、日本民法典第703条以下の諸規定が相当するのではないかと思う。

第3巻第1：107条は、期限付きで発生または終了する権利と義務に関する規定である。この規定は、日本民法典第135条に関連する。第1：107条第3項の契約消滅の効果規定に対して、日本民法典第703条以下の諸規定が相当すると思う。

第3巻第1：108条は、当事者間の合意によって権利などを変更または終了させることができることを定める。このような規定自体は、日本民法典にない。しかし、判例・学説はそのことを肯定している。第1：108条第2項は効果規定で、興味深い内容を持っている。この効果規定は、日本民法典に取り入れても良いのではないかと思う。

第3巻第1：109条は権利・義務・契約関係の変更または終了に関する規定であるが、第1：108条とは異なり通知で足りる場合を第1項で定める。継続性のある履行の場合などで終了時期が不明確の場合には、合理的な期間

の通知を要することを第2項で定める。第3項は消滅の効果に関する規定である。

このような一般規定は日本民法典に明文化されていない。判例・学説に委ねられているが、同種の明文規定を置くのが望ましいであろう。

第3巻第1：110条は、事情変更の原則を定めている。日本法では判例・学説で詳しい分析がなされ、個別的な規定が借地借家法第11条にある。しかし、第1：110条のような一般規定を日本民法典に置くべきではないかと思う。

第3巻の第2章は、履行地や履行期などの履行に関する諸規定から成る。第3巻第2：101条は、契約条項から明らかでない場合における履行地の決定方法と履行地の変更に伴う増加費用の負担を定めている。これに関連する日本民法典の一般的な第484条と第485条、売買の特則の第574条、商法典第516条がある。ただし、この日本民法典第484条は第2：101条第1項に一致するが、営業地が複数ある場合や営業地がない場合に関する規定は第484条にない。営業地がない場合は商法典第516条にある。これらの諸規定の整合的な解釈は判例・学説に委ねられてきたが、第2：101条第2項第3項のような明文規定を設けて明らかにした方が良いであろう。

第3巻第2：102条は、履行期の決定方法に関する規定である。この規定と一致する日本民法典の規定はないが、日本民法典第135条、第412条、第573条、商法典第517条が関連する。この点も判例・学説に委ねられているが、第2：102条との関連性を意識して再検討してみる価値があろう。

第3巻第2：103条は、履行期前の履行の条件に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第136条、第137条、第591条第2項、手形法第40条、第77条第1項第3号である。第2：103条第1項の趣旨は、日本民法典第136条に意味に含まれていると評価できる。しかし、第2：103条第2項は、日本民法典に明文規定がなく、判例・学説に委ねられてきた。しかしながら、意味をはっきりさせるために、第2：103条第2項のような規定を置くのが望ましいであろう。

第3巻第2：104条は、相互の債務の同時履行の原則に関する規定である。この規定に相当するのが、日本民法典第533条である。

第3巻第2：105条は、複数の債務を負担している場合の履行の方法に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第406条乃至第411条である。

第3巻第2：106条は、債務の履行を他人に委託した場合の責任のあり方に関する規定である。この規定に類似するものは日本民法典にないが、第2：106条と同様の規定があっても良いであろう。

第3巻第2：107条は、債務者個人による債務の履行を要しない場合における第3者の履行条件を規定している。この規定は、日本民法典第474条、第499条乃至第504条に相当する。ただし、第2：107条第3項の債権者の損害賠償責任は日本民法典に規定されておらず、このような規定を置くことも検討課題となろう。

第3巻第2：108条は、金銭や小切手等の支払方法に関する規定である。この規定に類似するものは、日本民法典に明文規定がない。判例・学説に拠ってきたが、そのような規定を置くための検討をする価値がある。

第3巻第2：109条は、支払通貨の決定方法に関する規定である。この規定に類似するものは、日本民法典第402条である。

第3巻第2：110条は、弁済の充当の方法に関する規定である。この規定に類似する日本民法典の諸規定は、第488条乃至第491条である。

第3巻第2：111条は、物の受領遅滞の場合における債務者の責任に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第413条、第494条乃至第498条、商法典第524条である。第2：111条は、物の寄託または売却に重点がある。この内容は商法典第524条に類似するが、第2：111条の観点から第413条等を見直すべきである。

第3巻第2：112条は、金銭の受領遅滞の場合における債務者の責任に関する規定である。同様に、この規定に相当するものは、日本民法典第413条、第494条乃至第498条である。第2：112条第2項における第3者の弁済に関

する文言は、日本民法典第413条等に導入しても良いであろう。

第3巻第2：113条は、弁済費用の負担者と債務者による金銭債務の履行方法に関する規定である。第2：113条第1項における弁済費用の負担者に関する規定は、日本民法典第485条に一致する。しかし、第2：113条第2項における債務者による金銭債務の履行方法に関する規定は、日本民法典にも採用すべきであろう。

第3巻第2：114条は、債務の消滅の一般的条件を規定している。このような規定は、日本民法典に明文化されていない。注意規定のような存在になるが、日本民法典に明文化することを妨げない。

第3巻の第3章は、債務不履行に対する救済手段を定めている。第1節は一般規定である。第3巻第3：101条は、救済手段を行使できる条件に関する規定である。許されない債務不履行の場合は複数の救済手段を行使できること、許された債務不履行の場合は救済手段に制限があること、債務不履行に債権者が寄与していた場合は救済手段がないことを定めている。

このような規定は日本民法典になく、債務不履行の効果として発生する救済手段は日本民法典第414条、第415条、第541条、第542条、第543条などに散在している。「許されない」または「許された」という概念の意味が分かりづらいが、散在している救済手段を纏めて1ヶ所で規定する方向性は望ましいであろう。

第3巻第3：102条は、救済手段の両立可能性を規定している。このような一般的規定は日本民法典にないが、第414条や第545条に第3：102条と同じ趣旨の規定がある。

第3巻第3：103条は、債務者の履行のための期限猶予の通知に関する規定である。通知をした場合における給付の保留および損害賠償、通知しても履行の意思がない場合や通知期間が満了した場合におけるその他の救済手段についても規定している。

このような一般規定は日本民法典にないが、類似のものは第541条における「相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないとき

は」がある。その他に、給付の保留については、商法典第31条、第521条などがある。第3：103条のような期限猶予の規定を置いて、給付の保留および損害賠償やその他の救済手段を付加する方法を検討した方が望ましいのではないかと考えている。

第3巻第3：104条は、不可抗力による免責の条件に関する規定である。このような規定は、日本民法典に明文化されていない。ただし、第419条第3項に不可抗力の抗弁が認められない規定がある。この点は判例・学説に委ねられてきた。しかし、第3：104条と同種の規定を日本民法典に置いた方が良いであろう。

第3巻第3：105条は、救済手段を排除または制限する契約条項が無効となる条件を規定している。この規定に相当するものは、一般的な日本民法典第90条である。特別規定として消費者契約法第8条乃至第10条を挙げることができる。第3：105条第1項はこれらの消費者契約法の諸規定に合致するが、第3：105条第2項における債務不履行の救済手段を排除・制限する契約条項の援用不可能性に関する特別規定はない。判例・学説に委ねられているが、その規定を導入してもよいのではないかと思う。

第3巻第3：106条は、債権者が出した債務者に対する不履行の通知の効力を規定している。このような規定は日本民法典にないが、導入すべきか否かを検討しても良いのではないかと思う。

第3巻第3：107条は、供給された物やサービスが契約条項に不適合で、債権者が通知をしなかった場合の措置を規定している。この規定に相当するものは、一般的な日本民法典第415条、売買の特別規定としての第570条等、商法典第526条乃至第528条などである。第3：107条は日本の商法的な規定であると評価できるが民法典も含めて、第3：107条のような規定の導入の可否について検討を必要とすると考えている。

第3巻の第2節は、債務者による履行が契約条項に不適合であった場合の債務者の治癒を規定している。第3巻第3：201条は、適用範囲に関する規定である。この規定自体は、日本法に示唆があるわけではない。

第3巻第3：202条は、債務者が治癒できる条件を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に明文化されていない。債務者に治癒する機会を与えることも合理性があるので、第3：202条のような規定を設けても良いのではないかと思う。

第3巻第3：203条は、債務者に治癒の機会が与えられない条件に関する規定である。第3巻第3：204条は、治癒期間中の債権者の給付保留権と損害賠償請求権、債務者が治癒しない場合の債権者の救済手段を定めている。これらの規定は、前述した第3：202条を受けた諸規定である。同様に、これらの諸規定も導入の方向で検討したほうが良いと思う。

第3巻第3章の第3節は、履行強制に関する諸規定を定めている。第3巻第3：301条は、金銭債務の履行強制の条件を規定している。第3巻第3：302条は、非金銭債務の履行強制の条件を定めている。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典第414条である。

第3巻第3：303条は、特定履行の強制の排除と損害賠償との関係を規定している。この規定に相当するものも、日本民法典第414条である。ただし、特定履行の強制と損害賠償の関連性は第3：302条および第3：303条を斟酌して検討を要するであろう。

第3巻第3章の第4節は第3：401条の1か条だけで、債権者の給付の保留権を定めている。この規定に関連するものは、日本民法典第295条、第533条、会社法第20条、商法典第31条、第521条、第557条、第562条、第589条、第753条第2項である。

第3：401条を参考にして商法典にある留置権自体の再検討を要するが、さらに日本民法典第533条の同時履行の抗弁権の内容を精査する必要があるであろう。

第3巻第3章の第5節は、契約関係の解除に関する諸規定を定めている。最初に、第3：501条で第5節の適用範囲と定義が定められている。この規定自体は、日本法に示唆はない。

第3巻第3：502条は、契約関係の解除原因を規定している。この解除原

因は重大な債務不履行で、この重大性を判定する条件が第2項で列举されている。故意または過失を不可欠の条件とはしていないが、第3：502条第2項の2つのいずれかの条件を満たす必要がある。したがって、債務不履行自体が解除原因になるとは言っていないのである。

この規定に相当するものは、日本民法典第541条、第542条、第543条、商法典第525条、割賦販売法第5条などである。債務不履行による解除を判定する際に、第3：502条の条件が参考となるであろう。

第3巻第3：503条は、履行遅滞の場合の解除条件を規定している。履行のための追加期間を定めた通知を債権者から債務者に対して出すことを要する。この規定に相当するものは、日本民法典第541条である。その他に、特則として定期行為の履行遅滞の解除権を定めた日本民法典第542条、商法典第525条、割賦販売法第5条を挙げることができる。判例・学説で豊富な解釈論が展開されている。

第3巻第3：504条は、債務の履行期前に不履行が明らかである場合の解除条件を規定している。これに相当する日本民法典の規定はないが、判例・学説に委ねられてきた。しかし、第3：504条のような規定を設けても良いのではないかと思う。

第3巻第3：505条は、重大な不履行後の履行保証の不提供の場合における解除条件を規定している。このような規定は日本民法典に明文化されていない。第3：505条の内容の合理性があると考えるので、このような規定を日本民法典に導入しても良いのではないかと思う。

第3巻第3：506条乃至第3：508条は、解除権の適用範囲等に関する諸規定である。第3巻第3：506条は、分割可能な債務の場合における解除権の条件を規定している。このような規定自体は日本民法典にないが、判例・学説における解釈論で同様のことを確認することができる。したがって、第3：506条のような規定を日本民法典に定めても良いのではないかと思う。

第3巻第3：507条は、解除の通知の仕方に関する規定である。この規定と類似のものは日本民法典にないが、前述した第541条に関する判例・学説

の解釈論によって第3：507条と同様の内容が承認されている。

第3巻第3：508条は、債権者の解除権の喪失条件を規定している。解除権の消滅に関する日本民法典の諸規定は、第547条と第548条である。前者は解除権者の相手方の権利を規定しており、後者は解除権者自身の行為による解除権の消滅を規定している。したがって、これらの諸規定は第3：508条とは異なる内容を持っている。解除権が消滅する範囲が広がるが、第547条と第548条のほかに第3：508条のように解除権の通知が合理的な期間内に与えられない場合を検討する価値があるのではないかと考えている。

第3巻第3：509条と第3：510条は、契約の解除の効果に関する諸規定である。第3巻第3：509条は、解除による債務の消滅や損害賠償・違約金等に関する規定である。この規定に類似する日本民法典の諸規定は、第545条と第420条である。これら諸規定に関連して特別規定が存在する。第545条に関連して、解約告知については、日本民法典第620条、第630条、第652条、第684条がある。賠償額の制限については、割賦販売法第6条、第30条の3がある。解約手付の日本民法典第557条は、第545条第3項を適用しないとす。解除と損害賠償に関しては、日本民法典第415条乃至第421条、第535条第3項、第561条、第563条第3項、第565条、第567条第3項、第691条第2項がある。告知と損害賠償に関しては、日本民法典第631条後段、第642条第2項、第628条後段がある。第420条に関連して、利息制限法の諸規定や割賦販売法第6条、第30条の3、労働基準法第16条、第19条を挙げることができる。

第3：509条の内容は、第545条と第420条に関する判例・学説の解釈論に含まれていると評価できる。ただし、第3：509条第2項は独自のもので、日本法にとっても参考に値する。

第3巻第3：510条は、相手方から受領した財産の解除権者による拒絶の条件に関する規定である。この規定自体は、日本民法典に見つけることができない。判例・学説に委ねられているが、この第3：510条のような規定を導入する価値があると思う。

第3巻第3：511条乃至第3：515条は、解除による原状回復に関する諸規定から成る。第3巻第3：511条は、原状回復の内容・方法や価値の返還となる条件を規定している。この規定は、日本民法典第545条と第546条に相当する。第545条が抽象的に規定しているのに対し、第3：511条は、具体的に返還の対象となる場合を規定している。第545条の具体的な内容は判例・学説に委ねられているが、第3：511条のような規定の仕方のほうが明瞭である。

第3巻第3：512条は、分割履行された場合に原状回復の有無を規定している。例外として第3巻第3：510条の場合などには適用されない。このような規定は、日本民法典に明文化されていない。判例・学説に委ねられているが、第3：512条のような規定の内容とともに、その導入の可能性を検討する価値があろう。

第3巻第3：513条は、受領者が受領した利益の価値の支払の内容に関する規定である。第1項がその趣旨の原則規定で、第2項は合意された代価があった場合と合意された代価がなかった場合の規定である。第3項は相手方に帰責事由があった場合の返還範囲の減額で、第4項は受領者に原因があった場合の返還範囲の減額を規定する。

このような細かい規定は日本民法典第545条に規定されていない。日本民法典第191条、第545条、第703条および第704条に関する判例・学説による解釈論から受領者が受領した利益の価値の支払が決定されている。第3：513条のような規定を日本民法典に明文化されるべきであると思うが、その内容について検討すべきあることは確かである。その際に第3：513条の基準が参考となるであろう。

第3巻第3：514条は、原状回復する者が受領物を使用または改良した場合の返還内容と相手方に対する請求内容を規定している。この規定も日本民法典第196条、第545条、第703条および第704条に同一のものは存在しない。判例・学説による解釈論によって解決されている。しかし、第3：514条のような規定を設けるのが望ましいであろう。

第3巻第3：515条は、返還時以後の受領者の責任を規定している。この規定は前述した第3：513条との関連で捉えておく必要がある。同様に日本民法典に相当する規定はなく、判例・学説に委ねられている。第3：513条の基準を参考とした日本民法典の規定を設ける場合には、第3：515条のような基準を参考とした規定も設けることが望ましい。

第3巻第3章の第6節は第3：601条1か条だけで、契約条項に合致しない給付を受領した場合の代金減額の内容と方法を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第563条、第565条、第566条、第567条、第568条、第570条、商法典第526条である。第3：601条第2項乃至第4項はそれらの日本法に明文規定があるわけではなく、それらの諸規定の判例・学説による解釈論に依存している。できれば第3：601条第2項乃至第4項のような明文規定を設けた方が明瞭であろう。

第3巻第3章の第7節は、損害賠償の範囲または損害賠償額の算定に関する諸規定からなっている。第3巻第3：701条は、債務不履行に対する損害賠償に関する規定である。債務不履行に対する損害賠償を一般的に述べるとともに、損失概念の定義を行っている。この規定に相当するものは、日本民法典第415条である。

第3巻第3：702条は、損害賠償の範囲に関する原状回復を宣言している。この規定に相当するものは、日本民法典第415条である。原状回復の理念を明確に規定したほうが望ましい。

第3巻第3：703条は、損害賠償の範囲を決定する際の債務者の予見可能性を規定している。故意または重過失の場合は、別扱いとなっている。この規定に相当するものは、日本民法典第416条、商法典第580条、第581条、第590条第2項、第766条、国際海上物品運送法第12条の2、第13条の2である。故意または重過失の場合を別扱いとする立場を第3：703条のように明文化した方が良いのではないかと思う。しかし、第3：703条が予見可能性の時点を債務発生時としている点は検討を要するであろう。

第3巻第3：704条は、債権者が寄与した損失に対して責任を負わない条

件を規定している。この規定に相当するのは、日本民法典第418条である。

第3巻第3：705条は、債権者が軽減できた損失に対して債務者が責任を負わないことを規定している。この規定に類似するのは、日本民法典第418条である。債権者の損害軽減義務に関する理論は、判例・学説に委ねられている。しかし、第3：705条のような規定を設けて、その理論の発展を図るべきである。

第3巻第3：706条は、契約の解除に伴う代替取引価格との差額の賠償を認めている。この規定に類似するのは、日本民法典第416条と第535条第3項、第545条第3項、第561条、第563条第3項、第565条、第567条第3項などである。その契約の解除に伴う代替取引価格との差額の賠償は判例・学説の解釈論によって認められているが、第3：706条のような規定を置いても良いであろう。

第3巻第3：707条は、契約の解除に伴う解除時の時価との差額の賠償を認めている。この規定も日本民法典第416条や第545条第3項などに関連する。その契約の解除に伴う解除時の時価との差額の賠償は判例・学説に委ねられている。しかし、第3：707条のような規定を置いても良いであろう。

第3巻第3：708条は、金銭の支払の遅滞があった場合の利息の支払基準を定めている。この規定に相当するのは、日本民法典第404条、第419条、商法典第514条である。その第419条の特則として日本民法典第647条、第669条、第704条、第873条第2項、利息制限法等がある。日本民法典第404条や商法典第514条のような一律の金額を定めておくよりは、第3：708条のような市場金利に基づいた利息計算をした方が適切なのではないかと思う。それ以上の損害がある場合には、第3：708条第2項のような追加賠償を認めて良いと思う。

第3巻第3：709条は、当該利息の元本への組み入れの条件に関する規定である。この規定に相当するのが、日本民法典第405条と第419条である。

第3巻第3：710条は、違約金の支払に関する規定である。この規定に相当するのは、日本民法典第420条と第421条である。違約金の約定については、

その他に日本民法典第447条第2項や利息制限法第4条第2項などを挙げる
ことができる。日本民法典第420条の特則として、割賦販売法第6条、特定
商取引法第10条、第25条、第49条第2項第4項第6項、第58条の2、労働基
準法第16条、利息制限法第4条、消費者契約法第9条がある。第3：710条
第2項における違約金の減額が一般規定として導入されている点は注目に値
する。このような規定があることが望ましいと考える。

第3巻第3：711条は、損害賠償が算定される際の通貨の性質を規定して
いる。この規定に類似するのは、日本民法典第402条、第403条、第417条で
ある。判例・学説に委ねられてきたが、第3：711条における基準を入れる
のも良いであろう。

第3巻の第4章は、多数当事者の債権関係を定めている。債務者が多数い
る場合と債権者が多数いる場合が定められている。

第3巻第4章の第1節は、債務者が多数いる場合を規定している。第3巻
第4：101条は、適用範囲に関する規定である。この規定自体は、規範の内
容ではないので日本法に示唆があるわけではない。

第3巻第4：102条は、債務の種類と定義（連帯債務、分割債務、共同債
務）に関する規定である。この規定に類似するのは、日本民法典第427条、
第428条、第430条、第432条である。

第3巻第4：103条は、債務の種類を決定する基準に関する規定である。
この基準は契約条項で、原則は連帯責任であるとする。この規定に相当する
ものは、日本民法典に明文化されていない。ただし、日本民法典第719条に
関連する点が言及されている。判例・学説に委ねられているが、第4：103
条のような規定を日本民法典に設けるのが良いのか否かは検討を要するであ
ろう。

第3巻第4：104条は、分割債務における責任割合を定めている。この規
定に一致するのは、日本民法典第427条である。

第3巻第4：105条は、共同債務の不履行の場合の連帯責任の適用を定め
ている。この規定に相当するのは、日本民法典第430条であると推測する。

第3巻第4：106条は、連帯債務者間の内部負担の割合に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典に明文化されていない。判例・学説によって負担部分の割合の決定方法が検討されてきた。第4：106条の内容から考慮する限り、日本民法典に導入する価値があると思う。

第3巻第4：107条は、求償権に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第442条、第444条、第500条乃至第504条である。

第3巻第4：108条は、履行・相殺・混同の効果に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第432条、第436条、第438条、第440条である。ただし、債権者が相殺する場合は日本民法典に規定されていない。この点は検討を要するであろう。

第3巻第4：109条は、免除などの効果に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第437条である。第4：109条第2項および第3項の内容は、第437条の判例・学説の解釈論に委ねられている。その解釈基準として第4：109条第2項および第3項が参考となろう。このような明文規定を置くのも良いであろう。

第3巻第4：110条は、判決の効果に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。強いて挙げるとすれば、日本民法典第440条である。そのような第4：110条を置く方向で検討する必要があるだろう。

第3巻第4：111条は、時効の効果に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第439条である。両者の内容について検討を要するであろうが、時効の効果を相対効に変更すべきではないかと思う。

第3巻第4：112条は、他の債務者が持つ抗弁権の援用に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。そのような第4：112条を取り入れる方向で検討する必要があるだろう。

第3巻第4章の第2節は、債権者が多数いる場合を規定している。第3巻第4：201条は適用範囲に関する規定である。この規定自体は日本民法典に内容的な影響を与えないと思う。

第3巻第4：202条は、債権の種類と定義（連帯債権、分割債権、共同債

権)に関する規定である。この規定に相当するのは、日本民法典第427条、第428条、第432条である。

第3巻第4：203条は、債権の種類を決定する基準に関する規定である。契約条項が決定基準となるが、原則として分割債権となるとする。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。このことは判例・学説によって検討されてきた。しかし、第4：203条のような規定があっても良いであろう。

第3巻第4：204条は、分割債権における権利の割合に関する規定である。この規定に相当するのは、日本民法典第427条である。

第3巻第4：205条は、共同債権における受領の拒絶または受領不可能の場合の債務者の免責に関する規定である。このような規定は、日本民法典に明文化されていない。しかし、第2巻第2：111条および第2：112条で述べたことが当てはまる。

第3巻第4：206条は、連帯債権における権利の割合に関する規定である。この規定は、日本民法典に明文化されていない。判例・学説に委ねられてきたが、第4：206条のような趣旨を持った規定を置くのか否かを検討する必要があるだろう。平等の割合を原則とすることにあまり異論はないのではなかろうかと思う。

第3巻第4：207条は、免除と連帯債権に連帯債務の規定を準用することを規定している。連帯債権に連帯債務の規定を準用することは、日本民法典にない。免除については日本民法典第437条が関連するが、連帯債務についての規定である。連帯債権の免除の相対的効力と連帯債務の規定の準用は興味深いので、検討を要するであろう。

第3巻の第5章は、権利の移転および義務の移転に関する諸規定である。第1節は債権の譲渡、第2節は債務の引受、第3節が契約の引受に関する規定である。

第3巻第5：101条は、適用範囲と適用除外事由に関する規定である。この規定は日本民法典に特に示唆を与えるわけではない。

第3巻第5：102条は、譲渡などの定義規定に関するものである。この規定も日本民法典にない。判例・学説で定義は述べられている。しかし、定義規定の充実さを考慮すれば、そのような第5：102条の定義規定を置くのも良いであろう。

第3巻第5：103条は、担保や信託に関する諸規定の適用を定めている。担保や信託に関する諸規定はまだDCFRに規定されていない。担保または信託目的の債権譲渡も存在し、日本でも判例・学説において議論されている。第5：103条の存在意義を検討する価値があろう。

第3巻第5：104条は、債権の譲渡の要件を定める。この規定に相当するのは、日本民法典第466条である。第5：104条第1項の譲渡の要件は、第466条に関する判例・学説によって明らかにされている。第5：104条第2項における譲渡に関する債務者への通知や債務者の同意を不要とすることは、譲渡自体が譲渡の当事者で可能であることを意味すると解する。債務者に対する対抗要件を要とする日本民法典第467条とは異なる。

第3巻第5：105条は、譲渡の性質に関する規定である。この規定に相当するのは、日本民法典第466条である。第466条に関連して日本民法典第594条第2項、第612条第1項、第625条第1項、第881条、商法典第777条、労働基準法第83条第2項、労働者災害補償保険法第12条の5第2項、生活保護法第59条などを譲渡性の制限事例として挙げることができる。第5：105条第2項における債権に随伴する請求権の譲渡の不可能性については、判例・学説で議論されてきた。この点を第5：105条のように明文化しても良いであろう。

第3巻第5：106条は、将来債権と集合債権の譲渡の要件に関する規定である。この規定に相当するのは、日本民法典に明文化されていない。しかし、将来債権と集合債権の譲渡性は判例・学説で承認されている。第5：106条のような明文規定を日本民法典に設けても良いであろう。

第3巻第5：107条は、金銭債務または非金銭債務に関する債権の一部の譲渡の要件に関する規定である。この規定に相当するのは、日本民法典に

明文化されていない。債権の一部譲渡はありうることで、判例・学説に委ねられてきた。しかし、第5：107条のような規定があっても良いであろう。

第3巻第5：108条は、債権の譲渡に契約上の禁止または制限があった場合における譲渡の法律関係を定めている。この規定に類似するものは、日本民法典第466条である。しかし、単に「前項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。」と規定しているにすぎない。この点の内容は判例・学説で検討されてきた。第5：108条の内容を検討する余地があるが、この規定のように日本民法典にも明瞭な契約上の禁止または制限規定を置いた方が良いであろう。

第3巻第5：109条は、債権の個人的な性質による譲渡制限を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第466条である。判例・学説でこの点は明らかにされている。第5：109条のように明瞭に規定しても良いであろう。

第3巻第5：110条は、契約その他の法律行為の成立要件および有効性の要件の債権譲渡に対する効力を定めている。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。判例・学説において契約その他の法律行為の成立要件および有効性の要件が債権譲渡に原則として当てはまることが承認されている。他方で、第5：110条の第2項および第3項で贈与や担保契約の諸規定が当該債権譲渡に適用されることが定められているが、この点は判例・学説で議論されているところである。その際に第5：110条が参考となるであろう。

第3巻第5：111条は、債権の譲渡権者と債権譲渡の要件の充足時点に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第466条である。第466条に関する判例・学説の解釈論においてその点が解明されている。

第3巻第5：112条は、債権譲渡における譲渡人の保証内容を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。しかし、その点は判例・学説で検討されてきた。第5：112条の内容を検討する余地があるが、明瞭化のために第5：112条のような規定が日本民法典に置かれるこ

とが望ましい。

第3巻第5：113条は、新しい債権者の成立条件を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に明文化されていない。判例・学説においてその点が解明されている。第5：113条のような規定を日本民法典で排除するものではない。

第3巻第5：114条は、債権譲渡の効力発生時期に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第466条である。その点は判例・学説に委ねられてきた。これを考慮して債権譲渡の効力発生時期について明文化しても良いであろう。

第3巻第5：115条は、譲受人に譲渡される権利の内容と債務の引受規定の準用に関する規定である。この規定に相当するものを見つけるとすれば、日本民法典第466条である。その内容については、判例・学説で明らかにされている。敢えて第5：115条のような規定を日本民法典に排除するものではないと思う。

第3巻第5：116条は、債務者が譲受人に行使できる抗弁権と相殺に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第468条である。

第3巻第5：117条は、金銭債務と非金銭債務の履行地を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。第5：117条のような規定を導入するのか否かは検討を要するであろう。

第3巻第5：118条は、債権者でない者に履行した場合の債務者の免責基準を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第467条と第478条である。

第3巻第5：119条は、債務者による譲渡人または譲受人に対する譲渡の適切な証拠の要求を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に明文化されていない。ただし、第5：119条は日本民法典第467条に関連し、第467条によって解決される可能性がある。しかしながら、第5：119条が規定している状況が起こりうるので、そのための対処方法として第5：119条が参考となるであろう。

第3巻第5：120条は、連続的に債権が譲渡された場合の優劣関係を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第467条第2項である。

第3巻第5章の第2節は債務の引受に関する諸規定である。第3巻第5：201条は、債務の引受の一般的要件を規定する。第3巻第5：202条は、債務の引受が従前の債務者が持っていた抗弁権と負担していた担保に及ぼす影響を規定する。第3巻第5章の第3節は、契約の引受の要件を定めている。契約の引受に関する規定は、第3巻第5：301条だけである。これらの第5：201条乃至第5：301条は、日本民法典に相当する規定を有していない。すべては判例・学説の解釈論によってルールが策定されている。その際に、これらの第5：201条乃至第5：301条が参考となるであろう。

第3巻の第6章は、相殺と混同に関する諸規定である。第1節は相殺に関するもので、第2節は混同に関するものである。

第3巻第6：101条は、相殺の定義に関する規定である。日本民法典に相殺の定義規定はないが、相殺の要件を定めている第505条を定義規定として理解することができる。

第3巻第6：102条は、当事者の相殺の要件に関する規定である。この規定は、日本民法典第505条に相当する。

第3巻第6：103条は、不確かな債権の相殺に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。日本民法典第505条の判例・学説による解釈論に依存することになる。第6：103条のような規定を置いても良いであろう。

第3巻第6：104条は、異なった通貨の場合の相殺の条件を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に明文化されていない。異なった通貨で金銭債務を負う場合があるならば、第6：104条が参考となるであろう。

第3巻第6：105条は、相殺の通知の相手方に関する規定である。この規定は、日本民法典第506条に相当する。

第3巻第6：106条は、債権と債務が複数ある場合の相殺の条件を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第512条である。この規定

によって日本民法典第488条乃至第491条が準用されている。

第3巻第6：107条は、相殺の効果の発生時期に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第505条および第506条第2項である。

第3巻第6：108条は、相殺ができない条件を定めている。この規定に相当するものは、日本民法典第509条および第510条である。第6：108条(a)号における相殺の合意による排除は、判例・学説で認められているが日本民法典に受け入れても良いであろう。

第3巻第6：201条は、混同の効果と第3者との関係を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第520条である。

第3巻の第7章は、時効に関する諸規定である。第7章は、第1節乃至第6節からなる。第1節は一般規定である。第2節は、短期および長期の時効期間とこれらの区分に対応した時効期間の開始時点を定めている。第3節は、時効の停止に関する諸規定である。第4節は、新しい時効期間の進行を規定する。第5節は時効の効果としての拒絶権などを定めている。第6節は、当事者間の合意による時効の要件の修正とその限界を定めている。

第3巻第7：101条は、債権の消滅時効の定義をしている。この規定に相当するものは日本民法典になく、判例・学説に委ねられている。しかし、第7：101条のような定義規定を持つことは排除するものではない。

第3巻第7：201条は、一般的な消滅時効期間を定める。この規定に相当するものは、日本民法典にない。ただし、特殊な債権に関する日本民法典第170条や不法行為に関する民法典第724条が類似する。原則として日本民法典第167条が適用される。第167条の第1項の特則として民法典第168条乃至第174条の2、第724条、第832条、商法典第522条、手形法第70条、小切手法第51条などがある。第167条第2項の特則として民法典第126条、第396条、第426条、第884条、第1024条などがある。日本法にとって第7：102条における3年の時効期間で統一できるのか否かについて検討を要するであろう。

第3巻第7：202条は、判決等による権利の消滅時効期間を定める。この規定に相当するものは、日本民法典第174条の2である。

第3巻第7：203条は、時効期間の開始時点を規定する。この規定に類似するものは、日本民法典第166条、第174条の2、第724条である。

第3巻第7：301条は、債務者または損害の種類を含めた事実の不知を時効の停止原因とする場合を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に明文化されていない。第7：301条のような停止原因を認めるのか否かは検討を要するであろう。

第3巻第7：302条は、判決その他の訴訟手続きを時効の停止原因とする場合を規定する。この規定に類似するものは、日本民法典第147条乃至第157条である。

第3巻第7：303条は、不可抗力を時効の停止原因とする場合を規定する。この規定に類似するものは、日本民法典第161条である。

第3巻第7：304条は、当事者間の交渉に関連した時効期間の延長に関する規定である。この規定に相当するものは日本民法典に明文化されていないと評価できるが、日本民法典第151条が若干類似する。第7：304条のような規定の創設は検討を要するが、注目に値する内容を持っていると思う。

第3巻第7：305条は、能力障害者に関する時効期間の延長についての規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第158条である。

第3巻第7：306条は、相続財産に関する時効期間の延長についての規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第160条である。

第3巻第7：307条は、時効の停止や時効期間の延長に関連した時効期間の最長期間を定めている。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。第7：307条は日本法にとって時効制度の構造を変更しなければ成り立ち得ない条文である。

第3巻第7：401条は、債務者の承認に関連した時効期間の更新について規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第147条、第148条、第156条、第157条、第166条などである。

第3巻第7：402条は、強制執行に関連した時効期間の更新について規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第147条乃至第157条、第

166条、第174条の2である。

第3巻第7：501条は、時効の一般的效果に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典第167条などである。日本民法典においては「債権は……消滅する」という形式で規定されている。したがって、第7：501条のような給付の拒絶や請求の不可という形で規定されていない。

第3巻第7：502条は、利息の支払等の付随的権利に対する時効の効果을定めている。この規定に相当するものは、日本民法典に規定されていない。時効の効果に関する判例・学説において検討されている。本体となる債権が消滅すれば、その付随的権利も消滅する。第7：502条のような規定があっても良いであろう。

第3巻第7：503条は、相殺に対する時効の効果을規定している。この規定に相当するものは、日本民法典第508条である。

第3巻第7：601条は、時効の要件および期間に関する当事者間の合意による修正を規定している。この規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。ただし、民法典第639条などがある。当事者による合意による修正は積極的に考えて良いのではないかと思う。

第3巻第7章の時効に関する諸規定を日本法に取り入れる場合には、時効制度の構造を変更しなければならない難しい問題に直面する。このことを考慮して検討する必要があるだろう。

4. おわりに

日本法との比較から『ヨーロッパ私法の諸原則、定義、モデル・ルール—共通の参照枠組み草案』における共通の参照枠組み草案第1巻乃至第3巻を分析すると、日本の判例・学説に委ねられている部分が共通の参照枠組み草案においてモデル・ルールとなっている。この点は学ぶべき点ではないかと思う。

共通の参照枠組み草案第1巻乃至第3巻は日本法において民法典、商法典、

消費者法、労働法で分けて規定されている部分を1つのモデル・ルールの中に統合している。日本法も民法典、商法典、消費者法、労働法を統合する規定の仕方を選択することができるが、もう1つの選択肢として伝統的に民法典、商法典、消費者法、労働法を分ける規定の仕方を考えることができる。消費者法はケース・バイ・ケースで個別立法する仕方が存在すると同時に、消費者法分野を統一的に立法する方法がある。これらの中のどれが最も良いのかを議論しなければならない。

共通の参照枠組み草案第1巻乃至第3巻の諸規定と日本法の民法典、商法典、消費者法、労働法の個別的な比較の結論は、前述したとおりである。ただし、欧州諸国の法律、英米法、改正案、判例・学説などを論じてから最終的な結論を出すのが正当であろう。個別テーマに限定して研究を進める予定である。その一部は「EU諸国における契約法の諸原則における比較法的考察—契約の成立と解釈(1)(2)」で行っている。⁽⁶⁾

次稿では、共通の参照枠組み草案に関するフランス側の提案を中心にして論じたいと考えている。共通の参照枠組み草案第1巻乃至第3巻の諸規定と日本法の民法典、商法典、消費者法、労働法の個別的な比較の結論を補充することになるであろう。

(6) 拙稿「EU諸国における契約法の諸原則に関する比較法的考察—契約の成立・解釈

(1) 信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集』第7号(2006年)、1頁以下。

拙稿「EU諸国における契約法の諸原則に関する比較法的考察—契約の成立・解釈

(2) 信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集』第10号(2008年)、1頁以下。